１．令和３年第１回郡上市議会定例会議事日程（第４日）

令和３年３月17日　開議

日程１　会議録署名議員の指名

日程２　一般質問

２．本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

３．出席議員は次のとおりである。（１８名）

１番	本　田　教　治	２番	長　岡　文　男
３番	田　代　まさよ	４番	田　中　義　久
５番	蓑　島　もとみ	６番	三　島　一　貴
７番	森　藤　文　男	８番	原　　喜与美
９番	野　田　勝　彦	１０番	山　川　直　保
１１番	田　中　やすひさ	１２番	森　　喜　人
１３番	田　代　はつ江	１４番	兼　山　悌　孝
１５番	尾　村　忠　雄	１６番	渡　辺　友　三
１７番	清　水　敏　夫	１８番	美谷添　　生

４．欠席議員は次のとおりである。（なし）

５．地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

市　　長	日　置　敏　明	副　市　長	青　木　　修
教　育　長	熊　田　一　泰	市長公室長	日　置　美　晴
総務部長	古　田　年　久	市長公室付部長	河　合　保　隆
健康福祉部長	和　田　美江子	農林水産部長	五味川　康　浩
商工観光部長	可　児　俊　行	建設部長	小酒井　章　義
環境水道部長	猪　俣　浩　巳	教育次長	佃　　良　之
代表監査委員	大　坪　博　之		

６．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	大　坪　一　久	議会事務局 議会総務課 係長	三　島　栄　志
議会事務局 議会総務課 主任	岩　田　亨　一		

◎開議の宣告

○議長（山川直保君）　おはようございます。議員各位には出席御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますのでこれより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

なお、本日からの一般質問におきましては、前定例会同様、新型コロナウイルス感染症対策として議場内の人数を減らすため、約半数の議員においては別室で一般質問を視聴することとし、答弁する執行部につきましても答弁に関係のある部長のみ出席といたしましたので御理解をお願いいたします。

（午前　９時３０分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山川直保君）　日程１、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、15番　尾村忠雄君、16番　渡辺友三君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（山川直保君）　日程２、一般質問を行います。

質問につきましては通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定しております。

質問時間につきましては答弁を含め40分以内でお願いいたします。

また、答弁につきましては要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇　田　代　まさよ　君

○議長（山川直保君）　それでは、３番　田代まさよ君の質問を許可します。

３番　田代まさよ君。

○３番（田代まさよ君）　おはようございます。３番　田代まさよです。議長より発言のお許しをいただきましたので失礼いたします。

私の胸元にあるこのリボンはシトラスリボンというものです。このたびの３月の定例会での冒頭で議長からお話がありましたシトラスリボンです。コロナ禍、例えウイルスに感染しても誹謗中傷、差別や偏見などをしない、誰もが地域で笑顔の暮らしができる社会に、そしてコロナ禍のその後も見据えて暮らしやすい社会を目指しませんかというシトラスリボンプロジェクトのリボンです。

13番の田代議員とともに提案しましたところ、議員の方全員が賛同してくださり、３月の定例会

にこのリボンを付けて参加させていただくことになりました。心よりお礼申し上げます。

郡上市でもコロナハラスメントゼロを目指しています。共通するところが多くあります。コロナハラスメントゼロもシトラスリボンプロジェクトも多くの方に賛同をよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は大きく三つの質問をお願いします。

一つ目の質問です。学校における働き方改革について。

平成28年度の文部科学省の教員勤務実態調査の結果を踏まえた推計によれば、小学校の教師は800時間、中学校の教師は1,100時間の時間外勤務を行っています。子どもに関することは全て学校で対応してほしいといった保護者や地域の意識に教師が応える中で、学校での教師の仕事は大変な仕事になっています。このため、学校における働き方改革を推進する必要があると思います。

働き方改革は当然ながら教師が楽をするためのものではなく、我が国の将来を担う目の前の子どもたちの学びの充実のために教師が子どもたちと真正面から向き合う時間を確保し、教育の質を維持、向上させながら学校の持続可能性を確立することが目的です。

専門職である教師が誇りを持ち、子どもたちの指導に使命感を持って、より専念できるよう教師間の業務量の偏りを解消しながら、業務の削減に向け、あらゆる手立てを尽くす必要があります。しかしながら、学校における働き方改革は行政、学校、保護者、地域が認識を共有して当たらなければならない総戦力です。

学校における働き方改革の大前提である、学校現場における在校等時間の客観的な把握と管理です。文部科学省の令和元年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査によれば、ＩＣＴの活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握していると回答した教育委員会は、都道府県で66％、政令市では75％、市町村は47.4％という状況です。

適切な在校等時間の把握の管理をなされなければ長時間勤務を止めることはできません。同時に勤務時間の把握を行うことでそれぞれの教師の勤務状況が可視化され、教師間の業務の偏りを解消し、子どもたちの指導に専念できる環境の整備にもつながるのではないでしょうか。

郡上市におけるＩＣＴの活用やタイムカードなどの客観的方法の導入等を通じ、在校等時間の適正な把握状況はどのようになっているのでしょうか。また、客観的方法による在校等時間の把握を確実に行うためにどのように取り組んでいかれるのでしょうか。

また、この４月からＧＩＧＡスクール構想が始まります。子どもたちにとっても先生方においても初めての経験が始まります。不安と期待が交差していることと思います。子どもたちは文房具として扱えるようになるのではないでしょうか。子どもたちが質の高い授業を受けることができる、先生の負担を軽くするとも言われています。タブレットが全ての小中学生に貸与されます。学校での使用はできても全ての子どもの自宅の環境は整っているのでしょうか。もし、まだであれば、ど

の程度、整っていないのでしょうか。すぐには自宅には持ち帰らないのかもしれませんが、いつ何が起きるか分かりません。いつでも持ち帰られる環境を整えていただきますようお願い申し上げます。

そして、子どもたちの出欠、健康状態の管理、成績指導内容などクラウド上で管理をされていかれることと思います。その一つの取組の中で心の天気というものがあるそうです。心の天気は単純なシステムで子どもたちの端末画面には、晴れ、曇り、雨、雷の四つの天気記号が表示されます。子どもたちは今の気持ちに近い天気記号を押すだけというものです。大阪市内５校での実証校では登校したときや帰りの会の時間で入力させたとのことです。学級担任はクラス全員の子どもの心の天気が閲覧できるようになっています。学年主任は学年全体を、校長先生は学校中の子どもたちの心の天気をつかむことができます。

先ほどお配りしてある心の天気の表を御覧ください。以下は、ある時期のゼミ生徒の心の天気の実践です。天気の変化は横に見てください。上部の丸で囲んだ学生は前日は空白です。つまり入力はありません。その日にしか入力できないようになっています。翌日は雷です。何かあったなと推測したそうです。下部の丸の生徒も同様です。晴れから曇り、そして雨になっています。コロナ禍で学生とは対面していないので、早速、何かあったように思うが私でよければ気持ちを教えてくださいとメールを送ったところ、やはり２人とも悩みを抱えていたそうです。このように対面できなくても学生とつながるきっかけが心の天気で生まれましたとありました。

実証校では学年にかかわらず心の天気が子どもと教師のコミュニケーションツールとして大いに機能しているとのことです。学校経営を行う上で重要なことは学級の児童一人一人の実態を把握すること、確かな児童理解ではないでしょうか。日頃より児童の気持ちを理解されようとする学級担任の先生の方々には本当に頭が下がります。子どもたちとも信頼関係を築くためにも心の天気に限ったものではありませんが、このような仕組みを取り入れていただくことはできませんでしょうか。

○議長（山川直保君）　田代まさよ君の質問に答弁を求めます。

熊田教育長。

○教育長（熊田一泰君）　お答えさせていただきます。

まず、議員の質問にあります在校時間の適正な把握については、郡上市においては職員室に出退勤記録用のパソコンを置き、各自が出退勤時にクリックをする、または職員各自が自分のパソコンに入力するなど、全ての学校においてＩＣＴを活用し勤務時間の把握を行っております。

勤務時間の累計や傾向が本人にも管理職にも客観的に見えることで、職員本人にとっては時間外在校時間を確実に自覚し効率のよい働き方に心がける、また午後７時以降の勤務の内容や状況について管理職が把握することで管理職が教職員一人一人の状況に応じた指導、助言を行っております。

平成元年12月にいわゆる給特法というものが改正されて、教育職員の勤務時間外に在校する時間

の上限が月45時間、年360時間と定められました。郡上市も在校時間の上限を超える教職員ゼロを目指していろいろな取組をしております。これは全県的な取組でもありますが、例えば休日も含めた客観的な勤務時間の把握、退勤時刻を午後７時以前に設定すること、退勤時間を過ぎて勤務する場合の勤務内容の把握と上限時間を超えた場合の事後検証、時間外在校時間が月80時間を超える教職員に対する心身の健康状態の確認、あるいは部活動における適切な休養日として平日と休日各1日以上及び活動時間を平日２時間、休日３時間以内とする、あるいは週に１回は早く帰る日を設定し、朝早く勤務したときには、その分、早く退校するスライド勤務という利用もかなり定着しております。

このほかにも学校が行う業務改善など多くの取組をしておりますが、これらの取組の成果として時間外の在校時間は郡上市においてどのようになっているかの一例を挙げさせていただきます。

郡上市は２学期制ですので前期末の繁忙期と言われる９月で比べてみました。９月というのは成績づけもありますし運動会や体育祭もございますし、それからちょうどコロナ禍ですがもう学校は再開しておりますので昨年と今年度を比べました。

小学校の80時間以上の職員は、令和元年度16名、令和２年度３名で13名減でございます。中学校では、令和元年度は28名、令和２年度11名で17名の減です。一方、45時間未満の職員は、小学校で令和元年度が117名、令和２年度は198名で81名増えております。中学校では令和元年度43名が本年度50名で７名増えております。

このように確実に成果は上がってきておるんですが、まだ依然、時間外勤務80時間以上の職員がおることも事実でございます。これについては継続した取組が必要であると考えています。議員が言われるように働き方改革の狙いは単に教師の時間外在校時間を短くすることではなくて、教師が子どもたちと真正面から向き合う時間を確保し、教育の質を維持、向上させていくということでございます。この目的の下に今後も継続した取組を行っていく所存でございます。

それから、ＧＩＧＡスクール構想については次長のほうから答弁させてもらいます。

○議長（山川直保君）　佃教育次長。

○教育次長（佃　良之君）　失礼します。それでは私からはＧＩＧＡスクール構想に基づきますタブレットのことですとか、子どもたちの出欠、健康管理に関する件について御回答させていただきたいと思います。

児童生徒に貸与しますタブレット端末ですが、家庭への持ち帰りもおっしゃったように想定はしております。非常災害時等により学校が長期の臨時休業を余儀なくされた場合でも子どもたちの学習を保障できるように配慮したいと思っています。

そのために端末だけではなくて、今年度、令和２年度におきましては各学校へウェブカメラですとかリモート会議用のソフトウェアのライセンスについても整備をいたしました。

家庭に持ち帰った際の学習保障のための必要なものとして家庭のインターネット環境が挙げられますけれども、そういうことから昨年６月に児童生徒世帯に対してインターネット環境等についての実態調査を行いました。その結果、インターネット通信環境がないと回答された世帯が全体の6.8%、128世帯ということでございました。そのうち整備予定ありと回答された世帯が43世帯ということで、現在はこの割合はもう少し減ってきているのではないかなと思っておりますが、いずれにしましてもインターネット環境が整っていない御家庭もあるということが分かりました。

貸与するタブレット端末ですけれども、導入初年度、令和３年度ですが、議員も言われましたけども当面は持ち帰りを行わず授業での活用が中心になります。児童生徒一人一人がまずは端末の使い方を知り、慣れ親しみながら利便性を体感させていく、その段階を経て、実際の授業の中で効果的な活用を通して児童生徒にとってより分かりやすい授業、より深まる授業、こういうものを展開していきたいと思っています。

ただし、先ほども申しましたように、長期の臨時休業等により家庭での活用が必要となったときに対応できますように、現在、通信環境の未整備の御家庭に対する整備のための支援制度について検討を進めております。

それから、ＩＣＴ環境が進展する中で、議員が御紹介されました心の天気のような児童生徒理解の一助となるアプリケーションも増えてきております。現在も学校では日頃から児童生徒に十分目配りをしまして、頑張りや困り感はもちろん、心の変容等もつかむ努力をしております。

アナログなツールではございますけれども、日記ですね、中学校では生活記録と申しますが、こういうものですとかドリル等の宿題の取組方、そういうものにかかわる文字ですとか提出の状況、登校したときの挨拶の声や表情、休み時間の友達との関わりの様子や何気ない会話などでございます。

これに加え、アプリケーションなどのデジタルコンテンツを活用することで、児童生徒理解を一層充実させること、児童生徒の心の変容の把握やその日その日の心の状況の把握も可能になると思います。そういうことから、こういうアプリにつきましては価値のあるものと承知はしております。

来年度から運用が始まりますこのタブレット端末ですけれども、こうしたコンテンツの導入は現時点では予定しておりませんが、今後、その有効性や活用の実態について学校教育課の指導主事あるいは教職員で構成する郡上市ＩＣＴ指導力向上プロジェクトチームを中心に研究をお願いしたいと思っています。

そうした新たなツールの有効性と活用による効果、何よりそうしたツールを活用することによって児童生徒理解がさらに図られ、学級経営はもとより、児童生徒一人一人に寄り添った教育ができるよう、教育現場のニーズや他の自治体の状況を踏まえながら導入の是非を検討してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

（３番議員挙手）

○議長（山川直保君）　田代まさよ君。

○３番（田代まさよ君）　御丁寧な答弁をありがとうございます。働き方改革というか、まだ学校では完全にというわけにはいかないとは思いますが、どうぞ努力をなさってくださり教師の方が健全に働くことができますように、また穏やかな心で子どもたちに接していただけますことをお願い申し上げます。

また、心の天気に限ったものではありませんが、子どもたちの心の様子や信頼関係を築くためにもいろいろな形を取り入れていただき、そして子どもたちに直接接することが一番ではございますが、せっかくあるタブレットでございます、有効に活用をしていただきたいと思います。

また、７％ほどの子どもたちの環境が整っていないということですので早急に改善をお願いいたします。

それでは、二つ目の質問です。郡上の郵便局と郡上市で締結された包括連携について。

郡上市と郵便局は2019年３月20日に活力ある地域社会の形成、発展や未来を担う人材育成などに寄与することを目的とした包括連携に関する協定を締結されました。岐阜県では郡上市が一番初めに締結をされたということです。郵便局の方は少しでもお役に立てれば本当にありがたいことだと申して見えました。

協定では、１、郡上市の観光資源のＰＲに関すること、２、地域経済の活性化に関すること、３、安全・安心な暮らしの実現に関すること、４、未来を担う子どもの育成に関すること、５、その他、地域の活性化等に関することについて連携していくことを掲げていただいております。

郵便局と協力していろいろなことを取り組んでいただいております。今までに郵便局と行っていることは、税務課と郡上市市政15周年ナンバープレートを郵便局バイクに設置し宣伝をしている、水道総務課とマンホールをデザインした切手商品の作製に取り組んでいる、政策推進課とふるさと納税に郵便局のみまもりサービスを追加していること、また、ふるさと納税パンフレットを東海４県下の大きな郵便局の窓口に設置をしている、健康課と連携しがん検診のパンフレットを郵便局の窓口に設置している、観光課と郵便局オリジナル浴衣を作製し郡上おどりの参加をしている、スポーツ振興課とホストタウンのフレーム切手で郡上のＰＲをしている、また昨年の４月には聖火リレー実施予定日に郵便局窓口で聖火トーチの展示をするなど、各課がそれぞれ連携していただいております。郡上市のために多くの活動をしていただきまして本当にありがとうございます。

昨年、郡上市のプレミアム商品券を発行された折には、近隣のほかの自治体のように、広範囲にわたる郡上市民のために近くの郵便局での販売についても検討いただきたかったとの声も聞いております。今後は郵便局でも販売を検討はしていただけないでしょうか。また郵便局の中にも防災士も多く見えるとのことです。今後の災害時に備えた連携施策も検討していただきたいと思います。

市では、この先、郵便局との連携をどのようにお考えでしょうか。

○議長（山川直保君）　可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行君）　それでは、私からは御質問のプレミアム商品券についてお答えをさせていただきます。

まず、商工観光部が郵便局と連携をしておりますことは、議員より御紹介がありましたとおり2019年に郡上おどり、白鳥おどりのＰＲ活動を目的に郡上市の花と魚であるコブシと鮎をモチーフに清流をイメージしました郵便局オリジナル浴衣の製作をされております。

この年の団体コンクールにも参加予定ということでございましたが、当日あいにくの大雨ということで参加を断念されたと聞いておりますが、今後は郡上おどり、白鳥おどりの団体おどりコンクールのほうには積極的に参加していきたいということでございました。

すみません、御質問のプレミアム商品券の郵便局での販売につきましては、今年度の東海地区管内の実績では41の市町村で行われております。そのうち岐阜県では、関市、美濃市、下呂市など八つの市町で実施がされているところでございます。

郵便局に商品券の販売を依頼するメリットでありますが、現在の産業プラザと各振興事務所の７か所で行っております販売を市内14の郵便局で販売すると、市民はより身近な場所で購入することができて利便性が向上をいたします。

ただ、郵便局にお話を聞く中では商品券は引換券での購入ということであるため、売り切れというものがなくなって、購入ができないというような事態は少なくなるだろうというふうに思われます。さらに、これまで商品券販売に関わってきました商工会や市の職員の業務が軽減されるということがございます。

その一方でデメリットでございますが、プレミアム商品券の販売に対しましては、郵便局への販売手数料や振込手数料というものが発生をいたします。また郵便局が受入れられる販売形態というものが市で発行した引換券より販売とされることから、市は全ての市民または世帯を対象に引換券を送付する、そういう事務が新たに発生してまいります。さらに、市は１枚の引換券で購入できる上限までの商品券を準備する必要があるということ、あと１人の購入上限数の設定がこれまでよりも少なくなることや、購入されない市民の方もいると想定されることから、商品券が売れ残るという可能性もあります。

これまで、プレミアム商品券の販売につきましては、現行の方法で市民より販売所に関する苦情というものはきていないということやスムーズに販売が行われてきたということから、今、申し上げましたメリット、デメリットを相対的に考えたときに、直ちに郵便局での販売を実施するということにはちょっとなりませんので御理解いただけますようよろしくお願いをいたします。

○議長（山川直保君）　古田総務部長。

○総務部長（古田年久君）　私のほうからは防災面での郵便局との連携についてお答えさせていただきます。

市では包括的連携に関する協定を締結する前に、市内郵便局と各所の覚書を締結しております。防災面の災害支援協力に関する覚書では、災害発生時の情報交換や避難所への臨時郵便差出箱の設置など、双方の業務について相互に協力することを定めたものでございます。

このほかにも、郵便配達などの際に発見した道路の損傷箇所などを報告していただく、道路損傷等についての情報提供に関する覚書や、火災、救急案件を通報いただく、消火、救命に関する覚書などによりまして、平時や災害時での御協力を通じまして安全・安心な暮らしの実現に貢献をしていただいているところでございます。

また、郵便局では全国郵便局長会を中心に地域社会の貢献を目指し、全国では１万2,000人弱の郵便局長さんが防災士の資格を持たれ積極的に取り組まれておられるようでございます。

市としましても、防災士の資格をお持ちの市内の郵便局長さんに対して、市防災士会との連携ですとか、自主防災会との連携も含めましてどういったことを担っていただけるのかということを協議、検討したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山川直保君）　河合市長公室付部長。

○市長公室付部長（河合保隆君）　失礼いたします。私のほうからはこの先の連携の考え方ということについてお答えをさせていただきたいと思います。

この協定でございますが、市と市内14の郵便局の双方が有する人的、物的資源を互いに有効活用して市民サービスの向上を図ることを目的とする、こういった目的の中で御紹介にあった五つの事項につきまして連携して取り組もうというものでございます。

議員から具体的な取組について幾つか挙げていただきましたが、このほかにも全国で配付されるカレンダーに郡上市を御紹介いただいたり、あとは高鷲町にある障害福祉サービス事業所ぽぷらの家で作られるお菓子を市内郵便局で使われる粗品として御利用をいただいたり、さらにはふるさと小包として明宝のトマトケチャップを販売いただいたり、こういったこともいただいております。

さらに、この４月からは子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになったときに助けを求めて駆け込むことができるようにと、子ども110番の家運動にも賛同され、取組を開始されるというふうに伺っております。このような取組については、地域の活性化や子どもたちをはじめとする市民の皆様の安心・安全な暮らしにつながるものであり、心より感謝申し上げたいというふうに思います。

さて、この連携協定を具体的に進めていくに当たりまして、郵便局、市の双方の現状や課題等を共有できるような意見交換の場が必要かというふうに考えております。平成31年の包括連携の協定の締結式を行った際や、令和元年９月に郵便局のみまもりサービスをふるさと寄附の返礼品とする

旨の覚書の締結を行った際には局長様と市長との懇談のほうを行っており、また昨年の３月には、郡上市の活性化に向けた定期的な意見交換の場を持ちたいとの申出をいただきまして意見交換会を企画させていただいたところでございます。しかしながら、この意見交換会につきましては新型コロナウイルス感染症の感染拡大により残念ながら中止となりました。

今後につきましては、定期的な意見交換を行うことで双方の良好な関係を築きまして、お互いの力を出し合いながら市民サービスの向上に結びつくような取組のほうを検討してまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

（３番議員挙手）

○議長（山川直保君）　田代まさよ君。

○３番（田代まさよ君）　御丁寧な答弁をありがとうございます。郵便局での商品券の販売はなかなか難しいこともあろうかと思いますが、商工会の負担のことも軽減になりますのでこれから御検討をいただきますようよろしくお願いをいたします。

また、いろいろなことを協定していただき、お互いにプラスになるように締結をしていただいておりますが、私も一つの方法として郵便局が小さな拠点の一つに考えていただき、そこからまたいろいろなことを考えていただくことも一つの方法ではないかと思いますので、そのようなことも考えていただければありがたいなと思いますのでよろしくお願いを申し上げます。

最後に三つ目の質問です。新型コロナウイルスのワクチンについて。

今年の２月より新型コロナウイルスのワクチン接種が始まりました。郡上市でも医療関係者からワクチン接種が始まるとお聞きしています。また65歳以上の方は４月より、64歳以下の方は５月よりと計画をされているようです。

このようなことは初めてのことでありスムーズにいかないこともあろうかと思います。しかしながら、市民全体の70％の方に接種していただくことも重要となってきます。様々な問題に対して医師会とも協議の上、対応していただけるものと思います。まだ協議中のこともあろうかと思いますが答弁できる範囲でお答えください。

対象者へは郵送で接種券を送付されるとのことですが、接種券はどのように送られてくるのでしょうか。２度接種するには接種券が２度送られてくるのでしょうか。また２回目の間隔は何日ぐらいになるのでしょうか。間隔が何か月も空いても差し支えはないのでしょうか。また来年も接種しなければいけないのでしょうか。そのときの費用は自己負担になるのでしょうか。すみません、よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君）　和田健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田美江子君）　それではお答えをいたします。

接種券はワクチン接種の際に必要となる大切なものです。１枚で２回接種ができる内容のものを

市から一度だけ郵送いたします。また２回目の接種が終了後もワクチンを接種したことを証明するものとなりますので大切に保管していただくことになります。

接種券が実際にどういうものかということですが、大きさはこの大きさになります。Ａ４の大きさです。そして、ちょっと拡大をいたしますと、少し見にくくて申し訳ないですが、ここの部分が接種券というようなところになります。この接種券はシールになっておりまして、接種されますとこの部分を剥がしまして予診票に貼り付けます。そして、もし診察の結果、接種ができなかった場合はこちらの部分を剥がしまして予診票に貼ります。接種された場合ですとワクチンのロット番号が記されたシールをここの部分に貼ります。この接種券に剥がしたり貼ったりというところは医療機関のほうで行いますので、皆様方は接種の当日にこの接種券と予診票をお持ちいただいて接種に臨んでいただくという形になります。

ワクチンについてですが、現在、国から市に供給されるワクチンの量及びその時期は日々流動的でありまして、接種の期日と場所の御案内についてはワクチンの準備が出来次第、御連絡することになっております。

そのため、接種券が郵送される時期と実際に接種できる時期にタイムラグ、いわゆる日にちが空いてしまうことがありますので、接種ができる日まで接種券を紛失しないように保管していただきたいというふうに思います。

また、２回目の接種までの間隔ですがワクチンの接種によって異なります。高齢者向けに供給されますワクチンについてはファイザー社製のワクチンとなります。こちらは21日間間隔、３週間になりますが、その間隔で接種することになります。厚生労働省からは３週間以上間隔が空いてしまった場合はできるだけ速やかに２回目を接種してくださいというふうに案内がされております。ワクチンの高い効果を得るために決められた間隔で接種していただくことが一番大事なところでございます。

今後、ワクチンの定期的な接種をしていくかどうかといったことですが、そういった必要性や、あとその回数などについては現時点では明確にはなっておりません。今後、国内はもちろん全世界で接種が進むことにより効果などに対する検証が行われていきますので、その動向を注視していきたいと思っております。

（３番議員挙手）

○議長（山川直保君）　田代まさよ君。

○３番（田代まさよ君）　御丁寧な答弁をありがとうございます。接種券は一度しか送られてこないということで、大切に保管をしなければいけないということも皆さんよく御承知おきをいただきたいと思います。

そしてワクチンは今いろいろな問題になっていることもありますし、また郡上市へはいつくるか

ということも定かではございません。しかし、市民が不安にならないように正確なことを市のほうから発信していただきますようよろしくお願いを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山川直保君）　以上で、田代まさよ君の質問を終了いたします。

それでは、ここで議員の方の入替わりと各部長の入替えのため暫時休憩をいたします。再開は入替わり後といたします。

（午前１０時１０分）

○議長（山川直保君）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前１０時１５分）

◇　長　岡　文　男　君

○議長（山川直保君）　２番　長岡文男君の質問を許可いたします。

２番　長岡文男君。

○２番（長岡文男君）　それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

一つ目に新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。

その中で、まず最初に手続、接種までの流れ、そして対象と接種の順位、時期についてでございますけれども、新型コロナウイルスの世界的な感染は私たちの生活のスタイルを一新してしまいました。過去の平穏な生活がいかに貴重であったか気がつかされ、未来に不安を感じている方も多いのではないかと思っております。

新型コロナウイルス感染症の様々な治療薬の開発が続いております。しかし、いまだ特効薬がない現状であります。頼るところはワクチンの接種であります。抗体があれば感染しても発症しにくい、重症化も減らせる、そうするならば誰もが即刻この対応をしていただきたいと期待するものであります。

国産のワクチンも期待をされているわけでございますけれども、実用化には特別な措置がない限りまだまだ時間がかかるそうでございます。わが国でも欧米から遅れること２か月、ようやく２月17日より医療従事者を対象とした先行接種が始まりました。河野規制改革担当大臣が４月12日から高齢者への予防接種を開始すると述べられております。

郡上市におかれても着々と準備が進められておると思いますが、先般、65歳以上の方への新型コロナウイルスワクチンに関する意向調査の用紙が配付されました。私も今年は自治会の役がございまして配付とか回収のお手伝いをさせていただいておるところでございます。しかし、この意向調

査は少々唐突なような感じもございました。訪問しておりますと随分と御質問もいただきました。既に接種のシミュレーションを実施している市もございます。郡上市においては接種の手続、そうした接種までの流れにつきまして、そして対象、接種の順位、その時期についてはどのような予定をさせておられるのかお伺いをしたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君）　長岡文男君の質問に答弁を求めます。

和田健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田美江子君）　それではお答えをいたします。

市民への周知のほうが少し遅れておることについては申し訳なく思っております。新型コロナウイルスワクチン接種の流れ等について御説明をいたします。

ワクチン接種は対象者を16歳以上としておりまして、大きく四つの段階に分けて接種が行われます。まずこちらを御覧ください。医療機関の従事者が優先的に接種をされます。次には65歳以上の高齢者、その65歳以上の高齢者の中には高齢者施設に入所されている方やその職員も含まれます。そして、その次には65歳未満の基礎疾患のある方です。そして、最後に一般の方々というように接種を進めてまいります。

この順位は、集団感染防止の観点及び重症化しやすい方を優先的に接種して行っていくものでございます。市においては今月から医療機関従事者の接種が始まる予定でございますが、日々流動的なところでございますので、少し遅れるような情報もございます。４月中旬には65歳以上の高齢者に接種を進めていくという流れになります。ただし、ワクチンの供給量が大変少ないことが見込まれておりますので、限られた数をどのように接種していくかは、現在、検討を進めております。

ワクチンの接種をする際には、市から年齢、接種時期に合わせて段階的に先ほど説明しました接種券が郵送されます。すみません、ちょっと見にくいですが、こちらの流れのほうを見ていただきますと、先ほど議員のほうからもあった、65歳以上の接種の意向調査をしました。その結果から接種を希望する人には接種券がまず届きます。そして、その後に少し間を置きますが接種日と接種場所の案内が届きます。指定の日時、指定の場所に行っていただくわけなんですが、そのときには身分証明書として保険証とか免許証、そういったものもお持ちいただいて行ってもらうことになります。そして、指定された日にちがもし御都合の悪いときには、郡上市ワクチンのコールセンターを設置いたしますので、そちらに連絡をしていただいて日にちを変更していくといった状況になっております。

現在ですが、65歳以上の高齢者に対しまして行っている接種の意向調査でありますが、どれぐらいの方が接種を希望されるかといったところを把握いたしまして接種会場を振り分けていくといった状況であります。

以上であります。

（２番議員挙手）

○議長（山川直保君）　長岡文男君。

○２番（長岡文男君）　御説明ありがとうございました。65歳以上で言えばどのぐらいの方が受けるかいうことを見て接種会場をも決めていくというようなお話でございましたけれども、この新型コロナウイルスワクチンに関する意向調査で各御家庭を訪問したときも、一体どこで打てるのであろうかとか、あるいは通院している病院の主治医にお願いしたい、なんていう質問というかお話も随分伺いました。基本的に接種場所につきましては、原則、住民票所在の住所地ということで理解をしておりますけれども、例えばどこの医療機関なのか、あるいは近くの集会所であるとか公民館であるとか、そういったところも受入れるようになるのか、また入院や入所の方、これは市内あるいは市外ということに限りませんけれども、そういった施設に入られている方、あるいは学生等で住民票は郡上市に置いておりますけれども実際は住民票と異なるところに住んでみえる方、そういった方はどのようなところで対応をしていただけるかというような、そういった場所の関係ですね、それもお知らせを願いたいと思っておりますし、また費用につきましても、そんないろいろな場合でも、これは一応、基本無料なんですけれども、全ての場合、無料なのかということをお尋ねいたします。

○議長（山川直保君）　和田健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田美江子君）　それではお答えをいたします。

市ではワクチン接種体制につきまして１月から郡上市医師会と連携し相談しながらどのような形がよいか検討を進めてきました。一般的な接種方法には体育館やホールなどを使用した特設会場での集団接種と、あと市内の医療機関での個別接種といった２種類の方法があります。

郡上市は大変広い市域であります。高齢者も多いことがありますので医師会の先生方と協議をする中で、できるだけかかりつけの医療機関で接種していただくことが安全・安心な接種環境ではないかということになりました。市内の医療機関で個別の接種体制を構築することといたしました。

こちらを御覧ください。市内では23の医療機関で接種ができます。その内訳は公立２病院、民間３病院の病院ですと５病院になります。そして、診療所につきましては公立が４診療所、民間が14の機関ということで、合わせて診療所は18機関というふうになります。病院名は詳しくは、23ということで多いですので、今回お持ちしておりませんがこういう接種体制で行います。

ただし、それぞれの医療機関で受入れ件数につきましては限度があります。先ほど述べました意向調査の結果を基に希望された方を市で振り分けをいたしまして、接種日や接種医療機関を案内してまいります。

また、接種場所については住所地の所在地が基本となりますが、住所ではなく居住地の場合などは、市から発行する証明書を持参していただければ現在お住まいの市町村で接種することは可能で

ありますが、個人の事情によりまして一定の条件がありますので、証明書がいる場合といらない場合もございます。詳細については、そういった状況を御希望される場合は市のほうにお問合せをしてください。

接種にかかる費用でありますが、接種券を提出することによりどんな場合でも無料でワクチン接種を受けることができます。費用がかかることはございませんので、例えば予約金が必要といったような詐欺行為に遭わないように御注意をしていただきたいと思います。

以上です。

（２番議員挙手）

○議長（山川直保君）　長岡文男君。

○２番（長岡文男君）　ありがとうございます。なるべく可能な限り、日頃、市民の方がかかっておみえであるかかりつけの医療機関ということで進めていただいておるようですので非常にありがたいことであるなというふうに思っております。

今後、この新型コロナウイルスワクチンにつきましても私が思いますは、インフルエンザワクチンと同様に、これは定期のワクチン接種ということでありますけれども、岐阜県広域化予防接種事業というようなことでインフルエンザはやられておりますけれども、こういったような形でできると市内だけではなくて県内の各医療機関、そういったところでも受けられるようになるわけですので、私としてはそういった形が将来できるような仕組みをつくっていただくと非常にありがたいかなというふうに思っております。

また、対策本部というか市のコールセンターも立ち上げられるということですけれども、そういったところにでも、もう今現在も多くの問合せが多分きているのではないかなというふうに思っておりますけれども、非常に丁寧に対応していただきまして、市民の方々の不安を少しでも取り除いていただけると非常にありがたいかなというふうに思っておりますので、今後もぜひよろしくお願いをしたいと思います。

天台宗の僧侶であります小説家である瀬戸内寂聴さん、98歳でございますけれども、100年近く生きてきた最晩年のこの年に、このような悲惨なことが身の回りに起こること夢にも思わなかった。戦う相手と戦えないのは初めてである。戦争に匹敵するぐらいの大事件。人間の英知の全てをかけて１日も早くこの怪物を退治しなければならない。人間の英知は必ずやこういうウイルスを退治する力を持つだろう。このように戦争の苦難を乗り越えられてきた方でさえも大変な時期であると感じておみえなわけでございます。人類が英知を結集して闘い乗り越えていくことであろうと語られておりますけれども、私たちも力を合わせてこの苦難を一緒に乗り越えていかなければならないと思っております。

現在、国からの情報、確定がされていない部分もあろうかと思いますが、最新の情報に注視して

いただきながら安全な接種をお願い申し上げます。そういったことを申し上げますとともに医療はじめ新型コロナウイルス感染症対応あるいは対策の関係各位の皆様の御尽力に深く感謝を申し上げる次第でございます。

さて、続きまして二つ目の質問に入りたいと思います。次には投票率の向上に向けてということの関係の質問でございます。

最初に最近の選挙における投票状況についてお伺いをいたします。総務省の発表によりますと2019年春の統一地方選挙の後半戦の平均投票率は、59市長選、283の市議選、東京特別区の20区議選、66町村長選、282の町村議選、全てで過去最低を更新しておるということでございます。

この投票率改善のためには、これまで投票の締切り時間の延長であるとか、期日前投票、選挙権年齢の引下げなど、ほかに特に投票率の低い若年層に向けての啓発キャンペーンなども行われてまいりました。また、このコロナ禍におけます選挙事務は本当に今まで以上に環境づくりに御苦労をされているのではないかというふうに思っております。

昨年の郡上市議選におきまして、投票率は72.9％と、前回の選挙に比べまして５％程度投票率も下がっております。そこで近年の郡上市における選挙においての地域別であるとか、年代別の投票率あるいは期日前の投票の割合について、そういったもの等につきましてどのように分析をされているのかお伺いをしたいと思いますし、また、令和元年の投票区及び投票所の見直しによる選挙への影響はどのようであるかお尋ねをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君）　古田総務部長。

○総務部長（古田年久君）　それでは、まず最近の選挙における投票状況についてお答えをさせていただきます。

昨年執行されました郡上市議会議員選挙における地域別の投票率は、八幡地域が68.64％、大和地域が74.25％、白鳥地域が72.82％、高鷲地域が79.91％、美並地域が75.13％、明宝地域が81.04％、和良地域が76.98％で、市全体の投票率としましては72.93％でございました。

投票者数に占める期日前投票者数の割合は55.5％ということでございます。なお、選挙の種類によりまして期日前投票の期間が異なります。１月に行われた県知事選挙は期日前投票の期間が16日間と最も長く、投票者数に占める期日前投票者数の割合は72.12％と非常に高い結果となってございます。

年代別の投票率につきましては、令和元年７月21日執行の参議院議員通常選挙の結果におきまして、10代が40.92％、20代が49.18％、30代が67.31％、40代が75.53％、50代が81.51％、60代が82.65％、70代以上が65.02％でございました。10代、20代の若年層の投票率が低い結果となってございます。

投票区の見直しによる投票への影響に関連し、見直し後に行われた選挙において投票率を前回と

比較し主な要因を考えてみますと、参議院議員通常選挙では見直し前の平成28年が71.95％、見直し後の令和元年が70.54％と1.41ポイント低下しておりますが、全国の投票率も5.9ポイント低下をしており、全国的に関心度が低かったことが影響したものであるというふうに考えております。

市議会議員選挙では、見直し前の平成28年が77.52％、見直し後の令和２年が72.93％と4.59ポイント低下しておりますが立候補者数は平成28年、令和２年とも同じでございますので、恐らく新型コロナウイルスの感染症拡大が影響したものというふうに考えてございます。

県知事選挙におきましては、見直し前の平成29年が60.85％、見直し後の令和３年が67.74％と6.89ポイント上回っておりますが、コロナ禍でありながら岐阜県全体の投票率も11.65ポイント上回っておりまして、マスコミなどによりますと過去最多に並ぶ４人が出馬、それから初めての女性候補、それから55年振りの保守分裂選挙と豊富な話題が有権者の関心を呼び投票率の上昇につながったという報道もなされております。

このことから、投票率は時の選挙の関心度などにより変動すると考えられます。投票率から投票区の見直しによる影響を明確に測るのはなかなか難しいというふうに考えてございます。

投票区の見直しによる選挙への影響につきましては、投票所の削減によりましてこれまで近くにあった投票所が遠方になったということで、新たに投票所までの移動手段の確保が必要となるなど少なからず影響はあったものと考えておりますが、見直しによりまして新たな投票所が遠方になったという地域では、臨時の期日前投票所を開設して対応するなど、極力御不便のないような取組も行っておりまして、特に市民からの苦情はお聞きしておりません。

選挙管理委員会としましては、現在の選挙執行体制が最終形であるという認識はしてございませんので、現状と課題を整理しながら適正な選挙執行体制の確立を図ってまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

（２番議員挙手）

○議長（山川直保君）　長岡文男君。

○２番（長岡文男君）　ありがとうございます。今、お話がございましたように選挙はそのときの関心度にも非常に投票率は左右されるというようなこともございましたし、ここのところはコロナ禍ということで、そうした影響もあるのではないかというお話でございましたけれども、なかなかこういった分析にも手間がかかると思います、なかなか難しい面もあろうかと思いますけれども、こういった分析にも例えば今年度から導入されるようなＲＰＡとかそういったものが使えないのかなというようなことも少し思いましたので、今後そういったこともまた研究していただけるとありがたいかなというふうに思っております。

次に、投票率向上に向けての取組についてでございます。

今も少し取組の関係のお話もございましたけれども、こういった低い投票率のことにつきまして

は社会問題となっておるわけなんですけれども、こういった投票率の改善をしようとするために各地の自治体で様々な取組がなされておるようでございます。

郡上市におきましても、市民の選挙への理解を深めていただくために郡上市選挙事務応援パートナー制度、あるいは30歳未満の期日前投票立会人登録、こういったものがございます。そうした制度につきまして、現在どの程度の運用実績があるのかお尋ねをしたいと思います。また、今後どのようなそうした取組をされていくのかお尋ねをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君）　古田総務部長。

○総務部長（古田年久君）　お答えさせていただきます。

郡上市の選挙事務応援パートナー制度につきましては、全国的に投票率の低迷が続く中、市民一人一人が社会の問題を自分の問題として捉え行動していく主権者となるよう選挙啓発や選挙事務等への市民参加を促し、これらを通じ選挙制度への理解を深めることによる投票率の向上を目指し、平成27年３月に導入した市独自の制度でございます。

パートナー制度の登録につきましては、市ホームページでの募集により申込みのあった方を選挙事務応援パートナーとして名簿登録する流れとなってございます。

主な業務としましては、期日前投票事務に従事をしていただいております。条例等に基づく報酬、費用弁償を支給している状況でございます。

選挙事務への従事依頼は名簿登録者に対して個別に連絡をし、都合のよい方に依頼をしております。

御質問の運用の実績につきましては、制度導入後、最初の平成28年４月の郡上市議会議員選挙では名簿登録者が40名で、このうち事務に従事していただいた方が31名でした。直近の令和３年１月の岐阜県知事選挙では名簿登録者が111名で、このうち事務に従事していただいた方が65名でした。令和３年２月末現在では登録者数は119人というふうになってございます。

市民の皆様の御理解により徐々に登録者数は増えておりますが、登録者の方が別の仕事に就職されるなどによりまして選挙事務に従事していただけないこともありますので、今後さらに登録者が増加するようホームページや広報誌等を通じてＰＲに努めていくとともに、多くの方に選挙事務に御協力いただき、選挙に関心を持っていただけるような工夫をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、30歳未満の期日前投票立会人の募集につきましては、若い世代の有権者に政治や選挙に関心を持っていただくともに、選挙をもっと身近なものとして感じてもらうために平成27年度から導入した市独自の制度でございます。

募集資格につきましては、郡上市に在住の選挙権を有する30歳未満の方で所定の申請書を選挙管理委員会事務局に提出することが必要でございます。募集のほうは市のホームページで公募をして

ございます。

仕事の内容としましては、投票所の開閉の立会いですとか、投票する方が投票所に入場してから投票用紙を間違いなく投票箱へ入れ退場するまでの立会い、投票箱の閉鎖の立会いでございます。

従事場所は市内の期日前の投票所ということですし、従事時間は午前８時30分から午後８時までございますが、期日前投票立会人として従事をしていただいた場合は条例に基づき報酬、費用弁償を支給しております。

現在の登録者数につきましては残念ながら１名の登録ということにとどまっておりますので、引き続き高校での選挙の出前講座の際に登録を呼びかけるなど、登録者増へ向けたＰＲを積極的に進めたいというふうに思います。

（２番議員挙手）

○議長（山川直保君）　長岡文男君。

○２番（長岡文男君）　ありがとうございます。まず、この郡上市選挙事務応援パートナー制度につきましては、私が思っていたよりも登録者数も多いし結構な方がパートナーとしてやってみえる、事務に携わってみえるということで、また今後もこれを引き続きお願いしたいなというふうに思っておりますし、30歳未満の立会人の登録につきましてはなかなか30歳未満の方も少ないかと思いますけれども、また引き続きこういった制度を進めていただければというふうに思っております。

先般の岐阜県知事選におきましても、期日前、不在者投票の率が21.61％ということで、前回の選挙の倍近くにこういったものがアップしておりまして、これは選挙人名簿登録者に対する割合ですので、投票率48.04％でありましたので投票された方の約45％の方が期日前に投票されているというような形になるというわけでございます。

高等学校や商業施設、そういった利便性の高い期日前の投票所の設置もされておる市もございます。とにかく、こういった期日前の投票が非常にパーセントが上がっているというようなことで、そういったところを今まで以上に考えていただければというふうに思っております。

また、移動が困難な方のための支援、そういったものは全国にもいろいろな事例がございますので、ぜひまたそういったものを研究して積極的に郡上市でも実施していただきますよう要望をしておきたいと思いますので、どうかよろしくお願いをいたします。

さて、次に職員等への対応についてということでございますけれども、公務員の選挙活動を含む政治的な活動は個別の法律により制限をされております。しかし、全てが禁止されておるわけではございません。一般職の公務員や非常勤、特別職公務員など、公務員の種別により禁止される行為が異なるわけであります。

選挙が近づきますと職員の活動について服務規律に係る通達が職員に対してなされますが、政治活動等につきましては明確な基準が分からないため、職員におきましては触らぬ神に祟りなしとし

て政治的なことには一切関わらない、関われないと思ってしまう職員や関係の委員等が多いのではないかと思っております。

市として市民に政治に関心を持っていただき、選挙においては投票率の向上等を目指すのであるならば、市の職員や委員等が不安なく積極的に政治活動に関われるよう職員や関係委員、そういった方々に丁寧に説明であるとか研修をされるとか、そういった対応をしていくことが必要ではないかというふうに思っております。このことにつきまして市長のお考えをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君）　日置市長。

○市長（日置敏明君）　お答えをいたします。

ただいまお話がありましたように、公務員は憲法にも全ての皆さんに対する奉仕者であって一部の奉仕者ではないというような規定もありますように、行政に携わる者として中立公正性とか、そういったことを求められておりまして、そうした趣旨から地方公務員法あるいは公職選挙法によっていろいろな制約がございます。

私ども、先ほどもお話がありましたように、職員に対しては選挙等がある場合には、副市長名をもって職員に対してこうした法規に反することのないよう厳正な服務をしていただきたいということを申し上げております。

もちろん、このことは長岡議員御指摘のように地方公務員が全ての政治的活動、あらゆることを禁止されているということではないわけでありますけれども、しかしながら、公務員として、いやしくもそうした中立性というものが疑われないようにするためには慎重な対応が私は必要だというふうに思っております。

また、そういうことで公務員に対しては、私ども郡上市においても職員採用の際にそうした地方公務員になるんだということで、一定のそうした制約があるということを説明いたしておりますし、また、その採用年次においていろいろな研修の機会もございます。あるいは５年間のうちには１回、市町村職員研修センターというような岐阜にある研修センターへも行って、地方自治制度や地方公務員制度をしっかり学ぶという中で、職員も何が許されて何はいけないのかというようなことについてはしっかり学ぶようにしているところでございますが、今後ともその点はしっかり職員にも勉強してもらいたいというふうに思っています。

それから、また一般職の公務員でなくて、先ほどお話がございました、市にはいろいろな委員会の委員さんであるとかそういった方々もいらっしゃいますが、こうした方々は一般職とは違って、よりその制約の範囲は狭いと言いますか、逆にできることが多いということはございます。しかし、特別職の公務員といえども、公職選挙法において、例えばその地位を利用して選挙活動をするということは禁止をされております。これは私たちも同じです。そういう意味でその地位を利用してと

いうことは非常に難しい問題でございまして、本人自身はその気がなくても働きかけを受けたほうからするとその地位を利用しているというふうにも取られるということもあって、そうした委員であるとかそういった意味の特別職の委員さんの中にもこうした場合に慎重にしておられるということはあるというふうに思います。

いずれにしましても、こうしたことが私たち公務員であろうと何であろうとこの民主政治を支える有権者の１人でありますので、投票をするとかといったようなことは公の民、公民としての権利でもあり、また責務でもあると思いますので、そうしたいろいろな公務員がいろいろな制約を受けているということが無関心あるいはそういうことによってもう選挙にはいかないという、棄権というようなことには結びつかないようにしっかり勉強をしてもらうようにいたしたいと思いますし、また、そうしたいろいろな特別職にあられる委員さんについても、またそうした委員をお願いするようなときには、どんな点が制約をされているか、あるいはこうした点はできますよというようなことは丁寧に御説明をしてまいりたいというふうに思います。

（２番議員挙手）

○議長（山川直保君）　長岡文男君。

○２番（長岡文男君）　ありがとうございました。私は特に一般職以外のそうした委員等、そういった方の研修とかそういったものを今まで以上に進めていただければなと思っておりますし、それから職員の職員組合がございますけども、こういった方面の活動もかなりできることもございますので、そういったことも含めまして、また皆さん方で勉強会なり研修会を実施していただきまして、積極的なこういった取組ができますことをお願い申し上げまして、私の質問を終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（山川直保君）　以上で、長岡文男君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分を予定いたします。

（午前１０時５９分）

○議長（山川直保君）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前１１時１５分）

◇　本　田　教　治　君

○議長（山川直保君）　１番　本田教治君の質問を許可いたします。

１番　本田教治君。

○１番（本田教治君）　皆さん、こんにちは、１番　本田でございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

私、この３月の一般質問にて昨年９月の一般質問の中にありました八幡道の駅の進み具合について質問すると発言いたしましたけども、所管の部長、課長の研究状況と私自身が行っております調査、研究も課題がかなりありまして、６か月では報告できるような内容ではないと判断いたしましたので、今回、道の駅については質問を下げさせていただきます。

今回、私の質問は三つありまして、一つ目がコロナ禍での移住者の受入れ態勢についてでございます。二つ目に南海トラフ地震を想定してのコロナ禍の防災訓練についてでございます。三つ目に中学、高校の就職について、以上３点でございます。よろしくお願いいたします。

コロナ禍での移住者受入れ態勢についてでございます。

メディア等で、今回のコロナ感染症の恐怖から都市部から地方へ移住というふうにありますけども、人口減少にある郡上市にとってこれはチャンスではないでしょうか。県もコロナによって地方分散が進み地方の受け皿競争になると予想され、先取りで政策を展開したいとのことです。

今日は資料を持ってまいりました。これは2020年、去年の都市を代表して、東京都の転入、転出者の推移でございます。去年の１月から４月、このように４月に至っては４万人ほど郡上市の人口にも匹敵する人数の方が東京のほうへ転入しておられます。４月から緊急事態が発令され、この赤いところが東京から地方へ出ていった転出者、そのようなグラフになっております。これを見る限り、見てのとおりメディアが先ほど言っておりました地方への移住が始まっている、これを伺わせるのではないかなというふうに思います。

郡上市において、和良おこし協議会からの情報としても年間50件ほどの問合せがあるそうです。今年度に至っては60件ほどになり空き家不足になっているぐらいとのことです。また、神奈川県の私の知人からも幾人か地方へ移住された方が見えるよというふうに聞いております。

郡上市の空き家状況とこういった状況の中での問合わせ状況を伺いたいと思います。市として前のように述べました地方へ移住という現象に対しましてどのように思って見えるのか。また都市部に特化した特別な受入れＰＲのような発信をされているのか伺いたいです。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君）　本田教治君の質問に答弁を求めます。

河合市長公室付部長。

○市長公室付部長（河合保隆君）　失礼いたします。

それでは、初めに空き家の利活用の状況についてお答えをさせていただきます。

市では市内の空き家をＵターンやＩターン等により郡上市に居を移そうとする人たちに有効に利活用いただくため、平成21年度から空き家バンクを運用しております。市のホームページに空き家の写真や間取りのほか、売却額また家賃等の情報を掲載いたしまして、不動産業が少ない当市の中では空き家所有者と利用希望者をつなぐ重要な役割を担っているものと考えております。

これまでに累計で113件の登録がございました。うち52件が賃貸また売買の成約に至っております。ここ数年でございますが、年20件程度の登録がありまして、家屋を少しでも価値のあるうちに他の方に御利用いただきたいと、こういったお気持ちの方が増えているのではないかというふうに感じております。

市といたしましても空き家バンクの登録を促進していくために、空き家バンクへの登録を要件に空き家に残された家財道具等の処分にかかる経費を補助する、空き家財道具等処分費補助金や空き家の改修に要する経費を補助する空き家等活用改修費補助金の制度を設けております。

また、昨年度からは固定資産税の納税通知書の発送に併せまして、市内在住の納税者約１万8,000人、空き家バンクへの登録を促す啓発チラシを同封しＰＲを行っているところでございます。

また、物件を市のホームページに掲載するに当たっては防犯上の理由から詳細な住所を公開しておりません。実際に現地で建物を見たい、さらに詳細を知りたいといった方には利用者の登録をいただくこととしております。今年度はこの利用者登録が昨年度の４倍近い約80件となっています。

次に、空き家に対する問合せの状況でございますが、空き家バンクの運営や移住相談業務は一般社団法人郡上・ふるさと定住機構に委託をしております。同機構に寄せられました空き家に関する相談やお問合せは本年２月末時点で前年度の約２倍の51回となっております。

また、先ほど申し上げました利用者登録に関する相談も73回と多くなっておりますほか、移住に関する新規の御相談については161件と前年同期と比べまして29件の増加となっております。加えまして、空き家バンクの情報を掲載しております市のホームページへのアクセスも伸びている状況でございます。

こうしたことは新型コロナウイルス感染症によります地方回帰という要因ばかりではございません。コロナ禍以前からの地域一丸となった取組も大きく影響しているのではないかというふうに考えております。

例えば、ただいま議員御紹介にございました和良地域の和良おこし協議会の取組でございますが、空き家バンクへの登録の代行、また空き家の管理、こういったことを請け負っておられます。利用希望者に対してスムーズに物件を紹介することができ、結果として入居者も増えているといった状況がございます。

このほか、郡上八幡産業振興公社のチームまちや、石徹白地域づくり協議会や大和町の母袋わくわく会などによる空き家を活用した取組も挙げられます。こういった団体や地域とも継続的に情報交換を行うことにより空き家の利活用を進めていきたいというふうに考えています。

最後に、移住に対する見通しや考え、そして都市部への発信についてお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症により地方が注目されている、そして相談数等は増えておりますが、すぐさま移住につながるものではないというふうに考えております。感染拡大地域の方であれば本

市に下見に来ることを控えるといったことも多いというふうに聞いております。

これまでと変わらず親身になった対応、この積み重ねが何よりも重要であり、加えてコロナ禍に対応したオンライン相談等の充実、こういった社会情勢や生活様式の変化を踏まえた対応に取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

なお、さらに移住や定住を促進するための取組として二つの取組を行っていきたいというふうに考えております。

１点目といたしまして、移住希望者のニーズが多様化する中で、郡上の多くの人とつながりを持ちながら移住を実現していただきたいということを考えておりまして、市内企業や団体、個人事業等の様々な人の情報やサポートが必要となってくるというふうに考えております。このために、移住を希望される方や移住をされた方のサポートをする仕組みといたしまして、今年度、移住サポートネットワークを設立させていただきました。

基本的には移住相談員が相談に応じてまいりますが、専門的な分野におきましては必要に応じサポーターにつなぐことで移住相談のワンストップ化を進めてまいりたいというふうに考えております。この移住サポートネットワークには、現在のところ41の企業、団体、個人事業主の方が賛同をいただきまして参画してくださっている状況でございます。

２点目といたしまして、本市への移住を考える方に安心して移住に踏み切っていただくため、情報冊子移住教科書ということものを作成いたしました。これがその冊子になりますが、まだ出来たてでございます。移住された方のインタビュー記事や生活に関すること、また本市の気候に関することなど郡上での暮らしをイメージしていただける内容となっております。

この冊子につきましては、東京、名古屋、大阪にございます県の「清流の国ぎふ　移住・交流センター」や市の相談窓口で希望者に配付をさせていただきＰＲをさせていただきたいなというふうに思っておりますし、ホームページに掲載するなど多くの方の手に届けられるよう情報発信に努めてまいりたいというふうに考えております。

今後も目まぐるしく変化する社会情勢に素早く対応し、効果的な施策を展開していきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

（１番議員挙手）

○議長（山川直保君）　本田教治君。

○１番（本田教治君）　ありがとうございました。感想としましては今の移住者用の教科書、大変興味ありますし多くの方々に読んでいただけたら移住も増えるのではないかなと、そういうふうに思いましたので引き続きよろしくお願いいたします。

二つ目の質問に入らせていただきます。南海トラフ地震を想定してのコロナ禍の防災訓練につい

てでございます。

東日本大震災から10年、そして今年２月13日、福島県沖を震源とした宮城県と福島県は震度６を観測いたしました。このたび死者こそはありませんでしたが被災された方々には心からお見舞い申し上げます。

さて、年１回、明治24年10月28日の美濃で死者4,990人も犠牲者が出ました濃尾大地震を教訓に岐阜県防災点検の日に合わせて自治会単位の防災訓練と郡上市総合防災訓練を７地域で順に開催してみえます。

前回、明宝地域で豪雨災害を想定しての郡上市総合防災訓練は大変すばらしい内容でありました。ほかの地域では一体どうだったのでしょうか。コロナ感染予防対策での防災訓練はほかの地域は満足いく訓練ができていたのかをお聞きしたい。

また、県が南海トラフ地震対策推進基本計画を打ち出しております。このように特に騒がれている南海トラフ地震に特化した防災訓練を開催したらいかがでしょうか。地震は台風のように予想がつかず常日頃の個々の心構えが必要です。不意をつく早朝、夜間、あるいは四季に合わせての訓練が効果あるのではないかと思います。しかし、避難訓練自体を悪条件で開催することによって事故があっては何ともならないので、せめて年１回ではなく数回の訓練は必要ではないでしょうか。また、非常持ち出し袋を全戸に配付し常備の徹底を呼びかけたらいかがでしょうか。

冒頭に述べた毎月28日が岐阜県防災点検の日ではありますけども、９月１日、関東大震災、１月11日、阪神淡路大震災、３月11日、東日本大震災、過去の大震災共通の数字の１にちなみ、毎月、月のスタート、月初めの１日に広報無線の受信状態のチェックと併せて非常持ち出し袋準備の徹底を広報無線で発信していただけないでしょうか。

以上、質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君）　古田総務部長。

○総務部長（古田年久君）　それではお答えさせていただきます。

御質問が何点かありましたので順番にお答えさせていただきますが、まず市では大規模な災害に備えた防災体制の連携を強化するため自主防災会をはじめとしました関係機関と協力した防災現地訓練を毎年実施しております。

各地域持ち回りで、今年度は明宝地域において、新型コロナウイルス感染症拡大が危惧される状況下での豪雨災害を想定した訓練を実施させていただきました。毎年、想定被害を設定しておりまして、今年度を含む過去３年間は豪雨による土砂災害、平成28年度と平成29年度は地震を想定した訓練を実施しております。令和３年度の想定につきましてはまだ設定をしておりませんので、議員御提案いただいた南海トラフ地震を想定することも検討させていただきたいというふうに思います。

次に、現地訓練を実施していない地域の状況についてですが、毎年９月１日の防災の日を含む防

災週間の期間中、市の実施する防災現地訓練に参加していない自主防災会には自主的な訓練をお願いしているところでございます。

今年度は８月30日、午前８時の地震、大雨による災害発生の広報無線を合図に、市内の自主防災会212団体のうち182団体9,410人の皆さんが参加していただきました。今年度実施された訓練のうちで一番多かった訓練は避難訓練で107団体でございます。次に多いのは消火訓練で90団体、そして、その次が安否確認訓練で69団体というふうに実施をされております。

また、新型コロナウイルス感染症対策を訓練に取り入れられた団体は８団体ございまして、間仕切りセットの組立訓練ですとか、コロナウイルス対策での避難所の運営訓練などを実施されております。

今年度はコロナウイルスの影響によりまして訓練を実施されない自主防災会もありましたが、マスクの着用などの感染防止対策を取った上での訓練を実施していただいておりまして、それぞれの自主防災会が可能な範囲で工夫しながら効果を上げていただいたものというふうに考えてございます。

次に、訓練の回数の件でありますが、市では防災週間中の訓練実施の呼びかけに加えまして、毎月28日の岐阜県防災点検の日の防災啓発や年２回の緊急地震速報の全国訓練であるシェイクアウト訓練など種類の違った訓練も複数回行っております。

議員御指摘のとおり地震はいつ起こるか予測できません。大規模地震発生時に最も大切なことは自らの命を自らが守るということでありますので、家具の固定など家の中の安全対策を行っていただきながら、今後もこのような訓練を継続的に実施することによりまして、平時から防災意識の啓発に努めるとともに効果的な実施方法や訓練内容についても研究したいというふうに考えます。

最後に、非常持ち出し袋の全戸への配付でありますが、仮に市内の全世帯約１万5,500世帯ほどに非常持ち出し袋を各世帯に一つ配付した場合の試算としましては、この購入費だけで2,400万円ほどかかるということが試算されます。

市が令和２年に実施した市民アンケートでは38.8%、約４割の方が非常持ち出し品を準備されているという結果が出ております。平成27年の結果が31.7%、平成30年の結果が33.3%ですので、微増ではありますが確実に増えてきておるという状況であります。

今後も非常持ち出し袋を含む非常用品につきましては、自助の範囲で各御家庭、御自身の責任においての中身の管理も含めまして適正に行っていただくべきというふうに考えます。

また、広報無線の受信状態についてですが、戸別受信機は電波の状態によっては放送が入らない、または雑音が入る場合がございます。毎日決まった時間に流れる昼のチャイムですとか夜のお休み放送などによりまして、戸別受信機から放送されることを御確認いただきたいというふうに思っております。

なお、放送が入らない、または雑音がひどいような場合はアンテナの方向や設置場所を変えるなど対応をしていただきたいと思いますが、それでも改善しない場合は総務部総務課または各振興事務所まで御連絡をいただくようお願いしたいというふうに思います。詳細につきましては市のホームページでも掲載させていただいておりますので御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

（１番議員挙手）

○議長（山川直保君）　本田教治君。

○１番（本田教治君）　ありがとうございました。私も非常持ち出し袋、一度試算してみたんですけども、多分、今、部長がおっしゃったのは中身まで入っての立派な物だと思うんですけど、袋だけでしたら500円で手に入り770万円ほどの予算でできる、そんなようなことになっておりますので、一応、参考までにお伝えしたいと思います。ありがとうございました。

関連で次の質問に入らせていただきます。郡上市であってはならないことですけども、地震発生時に津波の心配はありませんけども、山に囲まれている地形から崩落が心配され、いわゆる山津波が心配されます。急傾斜地の工事は郡上市にかなりあり、人命にかかわる集落の危険大の優先箇所を進めていただいています。

急傾斜地の治山工事は費用と工期がかかってしまいます。いつ起こるか分からない地震に備え、そういった治山工事と並行して落石予防対策を緊急に行っていただけないでしょうか。

実際に市民からの情報を受けまして、先日、山を歩いてまいりました。これがそのときの写真でございます。このように立木に石が引っかかって止まっている状態です。これもそうですね。これは一体どのぐらいの大きさがあるのだろうと近くに行って測ってみますと１メートルほどの石を二つもそのとき発見しました。こういったものが木に引っかかって止まっている状態。これがもしぐらっときたらたまりませんよね、この下には工場があったり民家があったり、そういったところでございました。

こういった場所は郡上市においてほんの一部だと思います。このように立木にもたれかかっている、辛うじて止まっている岩石を調査し、落石する前に撤去等の対策を早急に講じていただけないか。市としてこのような状況、これからの対応をどうお考えなのか伺いたい。よろしくお願いします。

○議長（山川直保君）　小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義君）　お答えをさせていただきたいと思います。

まず、現在、郡上市内には土砂災害の警戒区域、いわゆるイエローゾーンでございますが、これが1,646か所ございます。その中にあっていわゆるレッドゾーンという特別警戒区域が1,540か所ご

ざいます。これにつきましては定期的な期間の中で継続的な調査を行いますので、箇所については当然変動してくるというような状況でございます。

その中にありまして、今もお話のあった急傾斜地、こちらにつきましてはこの急傾斜地の指定をするには関係する市町村の意見を伺いまして、都道府県知事が指定をするということになってございます。

その対象地としましては、崩壊等のおそれがある急傾斜地は傾斜が30度以上、あるいは高さが５メートル以上の土地あるいはその区域ということで、相当数の居住者、その他の方に対して被害のおそれがあるところということ、また、その区域に隣接する土地の中でその急傾斜地の崩壊を助長したり誘発すると、そういったようなおそれがないようにするために一定の行為を制限する土地ということで、この急傾斜地の指定をしていただいているところでございます。

現在、県の中ではこの施工につきましては県が行う公共急傾斜地崩壊対策事業によって採択していただいておりますが、これは家屋等の移転の適地がない場合でおおむね10戸以上の家屋または５戸以上の家屋かつ公共施設がある箇所について、これを順次実施していただいております。

それと、県からの補助を受けまして市が実施する急傾斜地崩壊対策事業、こちらもございますが、これについての補助対象の要件としましては、５戸以上の家屋または公共施設に被害が及ぶおそれがある箇所ということで、現在この急傾斜地の対策事業は行っております。

お話のありました落石等のおそれのある箇所につきましては、この急傾斜地の崩壊対策事業や治山事業の中で行います崩落対策、落石対策、このような対応ができないかということを県の担当の方と現地等を調査しながら事業の実施の要件等について協議をさせていただいているところでございます。

特に、民家の裏山等につきましてはなかなか目の届かない部分もございますので、そういった箇所についてお気づきの箇所があればお知らせをいただきたいというふうに思っております。

また、道路の沿線におきまして、通行人に対する危険が及ぶ場所がある場合、これにつきましては、国や県につきましては、当然、管理者のほうで定期的に経過観察を実施しております。その状況によりまして対応をいただいておるところでございますが、市におきましては、毎月、市内のパトロールを行っておりますが、その際に過去に落石等があった事案とか、あるいは要注意箇所につきましてはその際に注視をしておる状況でございます。

今後も、皆様方の情報を含め特に危険な箇所等につきましては、対応を市のほうで検討させていただきますので、御連絡等をいただけますようによろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

（１番議員挙手）

○議長（山川直保君）　本田教治君。

○１番（本田教治君）　御答弁ありがとうございました。先ほどの写真のように予断を許さない状況でございますので、これからも情報を提供いたします。引き続きよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

最後の質問に入らせていただきます。中学、高校３年となりますと就職、進学の岐路に立ちます。市内のこの春卒業される高校生の動向を調べてまいりました。郡上高校はこの春卒業生220名のうち全体の約13％の30名が就職されます。郡上北高校はこの春卒業生95名のうち約半数の48％、46名が就職されるとのことです。

こういった就職を受けまして、2020年度の高卒者の就職内定率が高い都道府県を調べてまいりました。１位が富山県の97.6％、２位が福井県、３位が福島県、４位に岐阜県が入っております、96.6％、５位が佐賀県。岐阜県は全国４位ということでございますけども４位といっても２位から４位は0.1から0.2％と本当に僅差でございます。岐阜県は大変就職内定率が高い地域でございます。

全国で文部科学省による小中高と将来社会的、職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現するための力をつけるキャリア教育というものに取り組んでいるようでございます。ちょっと時間の関係からキャリア教育を論ずることは控えますけども、今回は郡上市内の働く場、企業の紹介についても伺いたいです。

コロナ禍でありキャリア教育の一環の社会、企業を知る手段としての関係者を学校に招いての講演あるいは職場体験等といったことが困難な年であったのではないかと思います。

そのことから、提案として商工会とタイアップし各社の短時間のＰＲ動画を作成したらいかがでしょうか。商工会員数は昨年度末で2,038事業所と伺っております。後継者育成の事業継承や郡上市の企業をますます発展させるための雇用策にもつながる各社のＰＲ動画、それをＤＶＤとかにしまして授業で流す、キャリア教育の一環に役立たないでしょうか。

現実問題、中学３年の方に将来何になりたいかと尋ねてもはっきり答えるなんてことは到底無理なことと思います。見聞を広めるアイテムの一つとして、ＰＲ動画は効果が期待できるのではないでしょうか。

以上、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君）　可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行君）　それでは私から、御質問の市内の働く場、企業の紹介、各社のＰＲ動画の作成等につきまして、雇用対策協議会の取組を紹介させていただく中でお答えをさせていただきたいと思います。

郡上市雇用対策協議会につきましては、市内企業への就職促進を目的といたしまして市内企業102社で協議会が組織をされております。ハローワーク岐阜八幡、郡上市商工会、そして郡上市と連携をしながら活動を行っているところでございます。

その活動の一部を御紹介させていただきますと、ケーブルテレビに依頼し、希望する会員企業19社が自社を紹介する企業紹介番組を作成し、ケーブルテレビやユーチューブで情報発信を行っているところであります。

また、就職情報だより、郡上未来通信を毎月発行しておりまして、その中で市内企業に就職した先輩からのアドバイスや就職に向けての必要な情報の提供を盛り込み、市内の中学、高校に配付するとともに進学、就職の希望関係なく、高校１年生の早いうちから市内企業の事業内容や魅力を知ってもらい、地元就職を目指す意識づけや進路選択のための参考としていただきます郡上企業ガイダンスも開催をしているところであります。

そして、高校３年生の就職希望生徒の就業意識啓発を目的として開催をしております郡上未来塾では、企業説明や模擬面接なども行っております。また、今年度からは郡上北高等学校におきまして、企業実習と学校での授業を組合わせた就業能力開発の仕組みでありますデュアルシステムを取り入れた教育活動が開始をされておりまして、市では企業実習受入奨励金制度というものを設けまして、この制度において受入れ企業を支援しているところでございます。

今後におきましても、関係機関そして市内企業と連携をしながら、引き続き雇用対策協議会の活動を充実させる中で、地元企業に就職いただける若者を増やしていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（山川直保君）　熊田教育長。

○教育長（熊田一泰君）　私のほうからキャリア教育について述べたいと思います。

議員が言われましたキャリア教育というものは、従来からあります進学指導や就職指導を含んだ進路指導、それも包含する、つまりそれよりも大きな生き方教育まで含んだものと捉えております。

キャリア教育というのは小学校から高校を通じて全教育活動の中で行われています。自分はどんなことが好きなの、あるいはどんなことが得意なの、あるいは興味のある仕事は、あるいはそのために今自分は何をすればいいのと、そんなことを考えることもキャリア教育の一つでございます。

議員が言われたように中学校２年生では勤労体験学習をやっておりますし、中学校３年生では郡上では郡上学の集大成として、例えば郡上は将来どうあってほしいかと、そのために自分にできることは何か、あるいは自分がやりたいことは何かと、そういうのを仲間と話し合い、地域に向けて提言をするというような活動をどの中学校でもやっております。そのときは地域の方に来ていただいております。

高校について少し述べますと、先ほど議員が言われたように郡上高校は令和元年度も２年度も就職率については100％です。郡上北高校も同様に100％でございます。これについてはやはり高校は非常に努力しておりましてハローワークの職員や企業の方、そういう人たちを招いて講話を受けるとか、それから特に北高校ではデュアルシステムなどで実際に職場で学習をする、もちろん市内の

企業を呼んでとかもあります。それから先ほど可児部長が言いましたような市内の雇用対策協議会がバックアップするようなこともありますし、それから白鳥病院と連携して介護職員初任者研修、これについては費用なども健康福祉部がバックアップしております。非常に高校もそういうキャリア教育には力を入れています。

最後に、今年度の４月――2020年の４月に、これは全国的ですけどキャリア・パスポートというものが導入されました。これは小学校から高校まで持ち上がることができるように１冊のファイルを用意して、そして自分がどんなキャリア教育をやってきたかというのをファイリングして高校まで持っていくという取組でございます。

議員がおっしゃるように、キャリア教育というのはやっぱり自分の好きなことや得意なこと、あとはやりたいこと、関心のあること、いろいろなことを考える、見つめ直す、そして、それが生き方教育、人生設計にもつながっていくようなことを目標にしておりますので、非常に小中学校でもこれから本当に力を入れていく部分でございます。そういうことにおいてこれからも取り組んでいく所存でございます。

（１番議員挙手）

○議長（山川直保君）　本田教治君。

○１番（本田教治君）　どうも御答弁ありがとうございました。先ほど商工観光部長がおっしゃいました郡上市雇用対策協議会も大変すばらしい機関で期待しております。就職するなら地元という形で何とか地元の就職率を増やしていただける、そういうふうに期待をしておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

教育長におかれましては、キャリア・パスポート、こういうのが私の時代にあったら本当に僕も人生に迷わずここまでこられたのではないかなというふうに思います。どうか小学校からずっと引き続きそのパスポートを持っていただけるような環境づくり、指導をよろしくお願いしたいと思います。

すみません、今日は時間がないと思ってめちゃくちゃスピードを上げてしゃべりまして、本当にお聞き苦しい点があったかと思いますが大変申し訳ございませんでした。

昨年６月に一般質問いたしました、突発性の災害時に市民が市役所担当課に災害被害の画像提供ができないものかというようなお話をさせていただきましたけども、それも実現に向けて取り組まれているようですし、今年12月の一般質問でさせていただきました、スケートボード用のスケートパーク、その設置についても、第一段階としまして広く皆様に知っていただく手段ということで郡上ケーブルテレビにてスケボーを取り上げていただきました。こういった質問が現実に向けて動いておることに感謝いたします。今後もよろしくお願いしたいと思います。これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山川直保君）　以上で、本田教治君の質問を終了いたします。

それでは、昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後１時を予定いたします。

（午前１１時５２分）

○議長（山川直保君）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後　１時００分）

○議長（山川直保君）　ここで、午前中の一般質問、２番議員　長岡君の質問につきまして補足説明がございます。和田健康福祉部長に発言を許可いたします。

和田健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田美江子君）　失礼します。午前中の長岡議員御質問の回答の中で接種券について補足をさせていただきます。

接種券は接種の希望の有無に限らず接種対象者全員に送付されます。市民周知のため４月の広報に記事にもしておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（山川直保君）　それでは、一般質問を行います。

◇　田　代　はつ江　君

○議長（山川直保君）　13番　田代はつ江君の質問を許可いたします。

13番　田代はつ江君。

○１３番（田代はつ江君）　議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

４点準備をしましたのでよろしくお願いいたします。

最初にコロナと出産というタイトルで質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響下でも安心して妊娠、出産できる環境づくりをしていただきたいと思います。幼児教育、保育の無償化や在宅勤務の浸透で育児と仕事が両立しやすくなったことが要因となり、さらに子どもが欲しいと考える既婚男女の割合が大幅に上昇しているとの民間調査がありました。ただ、新型コロナへの感染不安や雇用情勢の悪化によって実際は厳しい状況にあることも事実です。

全国の自治体が昨年５月に受理した妊娠届の件数が、前年の同じ月と比べ17.1％、１万3,992件のマイナスだったことが厚生労働省の集計で明らかになっています。妊娠届は自治体が妊婦健康診断など母子保健サービスを提供するための制度で、厚労省は妊娠11週までに市町村へ届けることを

勧奨しています。

感染拡大への不安が昨年３月から高まったことに加えると、５月の妊娠届の減少はやはりコロナの影響が多いと思います。妊娠を控える人の増加傾向が続けば翌年生まれる子どもの数が大幅に減ることは避けられないことです。

最初にお聞きします。妊娠届から分かる郡上市の今年生まれる子どもの数が分かっている範囲内で教えてください。

○議長（山川直保君）　田代はつ江君の質問に答弁を求めます。

和田健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田美江子君）　それではお答えをいたします。

市における令和元年度の出生数は213人でありました。令和２年度につきましては４月から２月までの実績は200人です。３月の出産予定日による予測を含めますと216人と、元年度とほぼ同数の出生率が見込まれております。

市の出生数は年々減少しております。昨年度と今年度を比較いたしますと大きな差は見られませんでした。しかし今年度の妊娠届出数を見てみますと昨年度は225件です。昨年度の２月末までの208件に対しまして今年度は179件であり、市においても前年比14％の減少をしている状況で、年間の届出数は大きな減少が見込まれまして、令和３年度の出生数についても大きく減少する可能性が考えられます。

理由の一つとしてコロナ禍で妊娠、出産に対する不安があるというふうに思われますが、不妊治療などについては、緊急事態宣言により治療を受ける側の受診控えなどもあって妊娠、出産に大変影響しているのではないかというふうに考えております。

（13番議員挙手）

○議長（山川直保君）　田代はつ江君。

○１３番（田代はつ江君）　今、数字を教えていただいたんですけども、不妊治療のことまで及んでいるということが分かりました。この後に不妊治療ということで質問をさせていただくんですけども、そこまでにコロナの影響があるということが初めて分かりました。ほかの病気と一緒で診療控えということが大いに影響してくるのだなということを思いました。

感染者の多い都市部から地方へ帰省して子どもを生むという里帰り出産と言うんですけども、そういうのも今の時代は難しくなってまいりまして、それに加えてまた入院中の面会とか出産時の立会いなどもいろいろ制限される中で、妊婦さんは今まで以上に心細い思いをして出産を迎えられるわけです。

市としてというより市民病院も含め、ちょっとお聞きしたんですけども、よそでは全く立会えないのを市民病院は何分間だけとか、ちょっと赤ちゃんが生まれたら見せていただけるとか、そんな

ようなお話も聞いたことがあるんですけども、そういうような、市としてはこういうことをちょっと支援してやっている、やるということがありましたら教えてください。

○議長（山川直保君）　和田健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田美江子君）　それではお答えをいたします。

コロナ感染症の予防対策のため、多くの産婦人科において出産時の立会いや面会等の制限が設けられている状況です。市民病院でも同じように制限を設けているところでございます。

また、里帰り出産となりますと県外移動になることが多いです。里帰り出産自体を諦める方もあります。市では妊娠届出時に母子健康手帳や各種受診券の交付に併せまして、全ての妊婦の方に対し保健師、栄養士による面談を実施しております。その際、聞き取りに、この１年間、２週間以上続く症状として眠れないとか、あといらいらする、涙ぐみやすい、何もする気がしないなど、そういった症状がありましたかとお聞きしております。これは鬱の状態の有無を確認するものでありまして、昨年度で該当する方が9.7％あったのに対しまして、今年度の２月末の届出分まででは12.8％というふうに上昇しておりました。

コロナ禍の影響とは限りませんが妊娠、出産に対する不安を抱える人が増加していることは確かであるというふうに考えております。妊娠、出産は喜びとともに不安や悩みを抱えられることが多いものです。妊娠の生活環境を確認し個々にあった支援を行うため、子育て世代包括支援センターにおいては妊娠から子育てまでの包括的な相談体制、出産病院の助産師との連携、また産後ケア事業による支援体制など妊婦の方に寄り添った支援に努めてまいります。

（13番議員挙手）

○議長（山川直保君）　田代はつ江君。

○１３番（田代はつ江君）　次にお聞きしようと思ったことを今ほとんど答えてくださいましたので割愛してもいいんですけども、要するに家族のサポートを受けにくい妊婦さん、そして産後ケアの体制等についてをお聞きしたかったんですけども、厚労省ではオンライン相談の強化ということで、食事の準備や産後の調乳の世話など、里帰りできない人への家事とか育児とかの支援を打ち出している、そういう制度をやってみえるそうですけども、こういう支援策についてもどのように周知をされているかよく分かりませんけども、今、健康福祉部長が言われましたように、郡上市もこういうふうにサポート体制を取っていろいろやってみるということですので、さらにその周知に一段と力を入れていただいてよろしくお願いしたいと思います。

産後鬱というのは普段でもやっぱりホルモンのバランスとか、そういういろいろなことであるそうですけども、このコロナ禍においては特にこういうことは出てくると思いますので、どうかこれからもよろしくお願いしたいと思います。

では、１点目の質問はこれで終わりにしたいと思います。

２点目に不妊治療というタイトルで書きました。これは私、前回の一般質問で準備していたんですけども、ちょっとできませんでしたので今回そのままやらせていただきますので、ひょっとすると菅内閣が打ち出された不妊治療のこともありまして、国の政策も若干変わってきていると思いまして、私が今質問することがちょっと浦島太郎のようなことになってはいけませんけども、その点は執行部のほうで御指摘いただいてお答えいただきたいと思います。

今や5.5組に１組が不妊と言われているほど不妊に悩まされている御夫婦はたくさんいらっしゃいます。不妊治療が長引けば長引くほど精神的や肉体的、その他、金銭的にも負担が大きくなる一方です。菅内閣が打ち出した不妊治療への保険適用の拡大は不妊に悩む人たちにとって大きな朗報であると思います。また、菅総理は、できるだけ早く保険適用ができるようにしたいがそれまでの間は助成金を思い切って拡大したいと明言されています。

国において2004年度から年１回、10万円を限度に助成を行う特定不妊治療助成事業が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきていますが、各地で自治体独自の上乗せも実現しています。郡上市においての自治体独自の助成についてお聞きしたいと思います。

○議長（山川直保君）　和田健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田美江子君）　それでは、最近の状況などもお話しながらお答えをいたします。

2015年の社会保障人口問題基礎調査によりますと、国内で不妊の検査や治療を受けたことがある、または現在受けている夫婦は全体で18.2％、子どものいない夫婦では28.2％でありまして、夫婦全体の5.5組に１組の割合というふうになります。

日本産科婦人科学会によりますと、不妊とは、妊娠を望む健康な男女が一定期間妊娠しない状態を言います。この一定期間とは１年というのが一般的であります。女性に排卵がなかったり、あと子宮内膜症を合併している場合は１年を待たずに不妊かもしれないというふうに考えていただいて、検査や治療に踏み切ったほうがよい場合もあります。また、男女とも加齢により妊娠がしにくいといったところも知られておりまして、治療を先送りすることで成果が下がるリスクを考えますと、一定期間を待たずにすぐに治療したほうがよいといったこともあります。

さて、不妊治療については大きく分けて一般不妊治療と特定不妊治療があります。これは現時点では保険適用されない治療というふうになります。一般不妊治療は治療法として人工授精等でありまして、市においては助成事業により補助があります。助成の内容としましては、人工授精に係る治療費の費用の２分の１の金額を５万円を上限に助成しております。財源は県と市と２分の１ずつになります。

また、特定不妊治療については体外受精および顕微授精等を行うものでありますが、こちらについては県助成がありまして治療法によって金額が違います。令和３年１月１日以降に終了した治療については助成額の引上げ、所得制限の撤廃、助成回数の変更など助成内容が拡充されております。

市ではこの助成を受けられた方に治療費のうち県助成との差額を10万円限度にしまして助成をしております。市単独事業でございます。助成の実績としましては一般不妊治療費の助成は令和元年度では延べ６件、特定不妊治療費の助成については令和元年度では延べ30件の助成をいたしました。現在、国において自己負担が少なくなるように保険適用について検討が始まりました。今回、県の助成拡大もその一部であるというふうに考えております。

国の状況について引き続き情報収集に努めまして、治療費に対する助成を行っていきたいというふうに考えております。不妊に悩む夫婦の把握については、治療をしている方にとってとてもデリケートな部分であります。行政が全ての対象者を把握することは困難でありますが、市のホームページや広報誌を用いた制度周知と情報収集に努めながら、申請者に対して確実に補助を行っていきたいというふうに考えております。

（13番議員挙手）

○議長（山川直保君）　田代はつ江君。

○１３番（田代はつ江君）　今ほど説明がありましたように、今は体外受精とか顕微授精といった高額な治療費をもって治療をされて生まれてくる子どもが大変増加していて、2017年には約５万7,000人、学校のクラスで言うと１クラスに２人から３人はいるという状況のこともお聞きしましたので、大変、不妊に悩まれる方というのは多いんだということで、市としてもこのような助成をしていただければ本当にありがたいと思います。

それでは、もう一つの次のところですけども、これまでに不妊治療への保険適用もなされてはきているんですけども、今のところ不妊の原因検査など一部に限られていて、保険適用がなされていない高度な、今、言いました体外受精や顕微授精は１回当たり数十万円かかり何度もそれを繰り返す場合もあり、民間調査によると、これは特例だと思いますけれども通院開始からの不妊治療の費用が総額500万円を超えたという御夫婦もあるそうです。これはあまりにも過重な負担でありますので国の政策が一刻も早く実現されることを願うとともに、今お聞きしました市独自の支援もぜひお願いもしていきたいと思います。

最後に、この不妊のことでお聞きしたいのは、不妊治療のステップを上げると郡上市民病院ではここまでしかできませんよということがありまして、近くでは岐阜市内の３か所の病院を紹介されて、そちらのほうへ治療に通うことになるそうです。

当然、仕事も休まなければなりません。中には半日入院が必要だが運転ができないので誰かに迎えにきてもらう必要があるとか、そういう治療もあるそうです。結局、１日潰れてしまうということで、有給休暇が利用できるうちはいいのですが、有給休暇がなくなると休みが大変取りづらいという声も聞きました。特に職場において男性の上司には理由を言って休みをくださいとは大変言いにくいことであるとおっしゃいました。これは実際に不妊治療に通院している本人にしか分からな

い精神的苦痛だとも思ってお聞きしました。

費用と時間をかけて治療に通う人の支えとなっていただくためにも、治療が受けやすい環境づくりをぜひ考えていただきたいと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（山川直保君）　和田健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田美江子君）　それではお答えをいたします。

不妊治療の中で特に特定不妊治療は高度な専門治療であります。現在、岐阜県内で９か所の医療機関で特定不妊治療を行うことしかできません。郡上市から一番近い医療機関は岐阜市内になると思われます。そのため治療は１日がかりになり妊娠成立のために費やす時間は大変大きいものだというふうに考えております。

また、プライベートな部分でもありますので、治療を行うことをできるだけ人に知られたくないという方もあろうかというふうに思います。企業によって不妊治療目的で利用できるフレックスタイム制を導入しているところもございます。出退勤の時刻が調整できたりといったものにはなりますが、不妊治療のための休暇制度も設けている、そういった独自の取組を行っている企業もあるようです。まだまだそういったところの広まりは見られません。市役所の中においてもそのような制度はない状態でございます。

国では、不妊治療を受ける、または今後予定している従業員が、企業側に不妊治療中であることを伝えたりすることを目的にした不妊治療連絡カードといったものが作られております。しかし、その存在はあまり知られてはおりません。

今後は、郡上市においても、他市町村の例も情報収集をしながら、企業や職場に仕事と不妊治療の両立に関する理解と配慮を求めるために広報やホームページなどを通じて啓発をしていきたいというふうには考えております。

（13番議員挙手）

○議長（山川直保君）　田代はつ江君。

○１３番（田代はつ江君）　分かりました。ありがとうございました。

それでは、３点目のヤングケアラーへの支援ということでお聞きをしたいと思います。

ヤングケアラーというのはあまり聞き慣れない言葉かもしれませんけども、それでも最近はあちこちの新聞等とかいろいろなところで私はよく目に入ってまいります。ヤングケアラーとは読んで字のごとく18歳未満の子どもが病気や障がいのある家族を介護することです。その影響は彼らの学業や日常生活に及ぶこともあるそうです。生活もままならず学校生活や進路にも支障を来す子も多いのが現実にもかかわらず、その実態がほとんど分かっていないというのが現実だそうです。

こんなヤングケアラーの記事を見ましたので紹介したいと思います。高校１年生のＡ君は脳性小児麻痺の母親と弟の３人暮らしです。手足が自由に動かず着替えや入浴も１人でできないため、Ａ

君は小学校の頃から母親の看護をしているそうです。夜８時頃、部活を終えて学校から帰ってきたＡ君は、まず洗濯、夜９時過ぎ、洗濯機を回している間に食材の買い出しへ、料理をして夕食を食べたのは10時を回っていた。この日、Ａ君が寝たのは深夜零時半頃と書いてありました。

最初にお聞きします。郡上市においてこういう児童生徒のことを聞かれたことがあるでしょうか。

○議長（山川直保君）　和田健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田美江子君）　それではお答えをいたします。

郡上市におけるヤングケアラーに該当する児童生徒の把握につきましては、小中学校につきましては市教育委員会学校教育課へ、高等学校につきましては県教育委員会美濃教育事務所へ確認いたしましたところ、現在、把握している児童生徒の情報はないということでした。

また、障害福祉サービスを所管する社会福祉課からの状況につきましては、精神障がい者の父親と子どもの２人の家庭が１ケースありましたが、学校、行政、関係機関が連携、協力し父親への支援を行いまして、現在は回復され仕事にも復帰され子どもが介護する状況にはなっておりません。

また、介護保険の被保険者に対するヤングケアラーの把握につきましては、調査等を実施していないため実態は把握できていない状況であります。対象者がいないというふうには言い切れませんが、確認しましたところ市の関係機関が把握しているケースはありませんでした。

詳細な実態調査が行われていないということに関しましては、厚生労働省も認識はしておりまして全国の教育現場を対象に初の調査を今年度始めております。それについては令和２年12月に全国の公立中学校及び公立高校の１割程度を無作為抽出により選定いたしまして、その学校に通っている中学校２年生及び高校２年生を対象に生活実態に関するアンケート調査が行われたところです。

今後、厚生労働省による全国調査の結果が公表され、さらなる関連の調査が進むことにより詳細な実態が明確になるものと考えております。そういった情報によって市のほうもいろいろ対応策を考えていきたいというふうには思っております。

（13番議員挙手）

○議長（山川直保君）　田代はつ江君。

○１３番（田代はつ江君）　今、部長がおっしゃいましたように厚労省と文科省では公立中学校と高校を対象とした初の実態調査に乗り出しており、年度内にもその結果が取りまとめられるということですけども、これは本当になかなか気づかないことだと思います、中にはこういうふうな子どもたちを見て本当に家族思いの子と捉えたり、また自分の家のことでそういうことをやるということは本当に大事なことだよというふうな、そういう期待感も持ったりしてちょっと本人が苦しんでいるのとは逆のほうに取られるということもあるそうですので、なかなかこの事態を把握するということは私は大変なことだと思います。今、郡上市にはそういう対象者はいないと言われましたけども、水面下では恐らく大きいか小さいかはあると思いますけどもそういうことで苦しんでいる子も

いると思いますし、これからもそういう傾向というのは必ず出てくるというふうに思いますので、そういう把握しにくいことですけども、もしそのような子どもたちが出てきたときにはどういうふうな指導、対処、対応をされていくのかということだけ少しお話していただきたいと思います。

○議長（山川直保君）　和田健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田美江子君）　それではお答えをいたします。

介護を担う児童生徒の把握については、小中学校では児童生徒と担任が日々生活記録のやり取りをしたり心のアンケートを定期的に行い、生活の異変の発見や悩みを酌み取ることを努力しております。

また、マイサポーター制度といって、担任も含め学校の中で相談したい職員を生徒があらかじめ指定しておき、困ったときや悩みのあるときは児童生徒が選んだ職員と懇談ができる体制というふうになっております。さらに、各学校ではスクールカウンセラーを配置しカウンセリングを行えるような状態になっております。

高校におきましては、欠席が多くなったときには理由を聞き取り状況把握に努めており、小中学校と同じように月１回の心のアンケートを実施したり、状況に応じてスクールカウンセラーにつなげたりすることで生徒の教育相談をきめ細やかに行っております。

国が平成30年度に行った要保護児童対策地域協議会の管理ケースに係る全国調査では、ヤングケアラーの４割以上が１日５時間以上の介護や世話を行っており、また３割以上が学校を休みがちといった状況になっていることで、出欠席の状況の分かる学校の気づきは大変重要であると考えております。

このように、学校において丁寧に児童生徒を見ている中でヤングケアラーに該当する児童生徒があった場合には、市の福祉担当部局と情報を共有し適切な支援につなげることで状況の改善を図っていくことになります。

情報共有の方法としましては、市が設置いたしております要保護児童対策地域協議会を活用いたしまして、その構成機関でもある学校、教育委員会、社会福祉協議会、地域の民生児童委員等と情報共有を行いながら、対象者がいる場合には具体的な支援について方針を決定し役割分担を行い対応してまいります。

しかしながら、御指摘がありましたとおり、ヤングケアラーという概念について協議会の構成機関の中でもまだまだ認識不足ということもありますので、その関係機関に対して周知徹底をいたしていきたいと思います。

具体的な支援内容としましては、児童生徒の介護等の実態から子どもの気持ちを考慮したサポートを行い、状況に応じて養育支援訪問事業による家事援助や介護保険、障害福祉などの適切なサービスにつなげていけるよう関係部署と連携を行いたいというふうに考えております。

（13番議員挙手）

○議長（山川直保君）　田代はつ江君。

○１３番（田代はつ江君）　詳細にありがとうございました。話があちこちへ飛びまして申し訳ないんですけども、15歳から29歳以下で家族の介護や世話をしている若者は全国で約21万人いるというふうに言われております。この数が多いのか少ないのかはちょっと分かりませんけども、15歳未満の人数は統計も取られておらず冒頭に述べましたようにその実態は把握できていないのが現状だそうです。

この家族の中の事情に介入しづらいという問題と、子どもたちも友達に自分の家庭のことは知られたくないというのが大きな要因となっていると思いますが、もしこういうことで頑張っている子がいましたら、どうか適切な、今おっしゃったようなアドバイスとかいろいろな支援の方法をお願いしたいと思います。また、この点は学校の先生はもちろんですけども、地域の方との綿密な情報交換もお願いしながら、地域の人というのは何となく介入しづらいとは言うものの、何となくそうではないかしらということは思われることがあると思いますので、地域とか学校等で連携を密にしながら情報交換も行って、ますますこういうことで悩む若者がいないような、そういうことを望みたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

最後に、信号機のない横断歩道を歩行者が渡ろうとしてもということで、横断歩道と歩行者ということで質問をさせていただきます。

信号機のない横断歩道を歩行者が渡ろうとしても８割の車が一時停止しない、これは日本自動車連盟が発表した最新の全国調査の結果です。これが必ずしも郡上市に当てはまるかどうかは分かりませんし、郡上市においてもここ一、二年は警察の取り締まりが大変厳しくなりましたので私たちも以前よりは注意力を増して気をつけて通行しています。

道交法は歩行者や自転車が横断歩道を渡ろうとした場合、車は必ず徐行して一時停止しその横断を妨げてはならないと定めています。以前は横断歩道の近くでただ立ってみえるだけだなと、渡られるのかどうか分からなくて、どうなのかなと思うようなときは、そのまま車を走らせて止まることもなく行ってしまったことがよくありました。あるとき、こんな質問を警察の方にお聞きしたら、間髪入れず、横断歩道は唯一歩行者の方にとっての聖域であると答えられたのが心に響きました。

最初にお聞きします。郡上市において信号機のない横断歩道で危険だなと思われる箇所を点検されたことはあるでしょうか。例えばバス停の近く、交通量が多い通学路などがあったら教えていただきたいと思います。

併せてお聞きします。場所がここではちょっとあれだからもう少しこちらに変えたほうがいいなとか、そういう見直しを検討する話し合いなどを警察の所管の方と一緒に定期的に話されるようなことはあるのでしょうか。それを教えていただきたいと思います。

○議長（山川直保君）　古田総務部長。

○総務部長（古田年久君）　それではお答えさせていただきます。

議員御案内のとおり、道路交通法第38条では横断歩道は歩行者優先であり、車両等は横断歩道を歩行者が横断または横断しようとしているときは、横断歩道の手前で一時停止して歩行者の通行を妨害してはいけないというふうにされております。違反をしますと厳しい罰則が科せられるような状況であるということでございます。

全国的には横断歩道を渡っている歩行者が犠牲となる交通事故も増加しまして、警察による横断歩行者等妨害等違反の取り締まりが強化されています。市内では昨年は幸いにも横断歩道での交通事故はなかったようですが、以前に比べ横断歩道付近での取り締まりは強化されたようであります。

さて、最初に質問のありました、郡上市内においての信号機のない横断歩道で、危険と思われる箇所の点検状況及び点検箇所の事例についてですが、市では市、県土木事務所、警察などの関係機関が連携をして小中学校の通学路の安全確保に向けた取組を毎年行っております。

この取組においては小中学校から報告のあった横断歩道を含む通学路の危険箇所、これについて事前協議や現場点検などを行い、対策が必要であると判断された箇所については担当機関で具体的な実施メニューを検討しています。

例えば、現場点検の結果、白線が消えかけた横断歩道であれば警察において白線の引き直しを実施していますし、交通量が多く高速で走行するような危険な横断歩道がある場合は、道路管理者により道路上の減速を促す赤色のカラー舗装ですとか、減速マークですね、Ｖの字みたいな減速マークを表記したり、スピードの出し過ぎ注意の標識を設置するなどの対策を講じております。さらに、警察においては定期的なパトロールの中で横断歩道の点検を実施し、消えかけた白線があれば引き直すように対応しているというふうにお聞きしております。

このほか、自治会などから危険な横断歩道についての対策の要望があれば随時所管である警察または道路管理者などにおいて協議や現場確認を行い、先ほど申したような対策を講じているということでございます。

点検事例ですが、昨年の合同点検におきまして８件の横断歩道の点検の案件がありました。その中で信号のない横断歩道についての案件はほとんどが横断歩道の白線が消えかけてドライバーが認識しにくく危険であるという箇所でございました。これらについて令和２年度中に警察において対応をしていただいております。

もう一つの、横断歩道の場所を変更したり見直しを検討するなどの話し合いを警察と定期的に話されていることはあるのかということにつきましては、先ほど申しました合同点検において市と県、警察が協議をしていますし、自治会などから要望があれば随時警察と連携し対策を検討しております。

実際に自治会要望によって、横断歩道の位置が交差点内にあったものですから横断を待つ場所が結局道路内になってしまうということで、これは危険だというふうに判断をされて位置をずらした事例もございます。

横断歩道上で交通事故は社会問題になっておりますので、市としても引き続き県や警察などの関係機関と連携をして交通事故を少しでも減らせるような取組を行ってまいりたいと思います。

（13番議員挙手）

○議長（山川直保君）　田代はつ江君。

○１３番（田代はつ江君）　そういうふうに一生懸命やっていてくださるので大変安心をしました。

最後になりますけども、ドライバーには免許の更新時に横断歩道での一旦停止の話はされますけども、横断歩道で止まった車のドライバーにお辞儀をする子どもの姿をよく見かけることがあります。感謝する子どもの姿にドライバーは横断歩道では停止しようという気持ちになり、こういうことが好循環になるというふうにありましたけども、横断歩道の前で止まる確率の高いところ、長野県が一番こういうことが守られているそうです。なぜ長野県だけが高いのか、やさしい県民性とか人格教育を重視する教育県などの指摘もありますけども、それよりも何よりもこの関係者は特別なことは思い当たらない、ただ横断歩道で止まった車のドライバーにお辞儀をする子どもの姿をよく目にする、こういうふうに感謝する子どもの姿にドライバーなりにそれは好循環していくようであるというふうにありました。

私ごとで悪いんですけども、子ども110番で、子どもが朝学校へ行くときと帰りの見送りのあれを今ちょうど６か月目に入りましたけども毎日やっております。最初はどこのおばさんが旗を持って立っているのかしらと本当に無視されるような感じでしたけども、もう最近では本当に子どもたちがかわいい声をかけてくれて、そして先頭に立つ旗を持った子どもが後ろを向いて、その列に、ちゃんと挨拶するんだよというふうに言ってくれたりして、本当にもうこれがなくなったらどうしようと思うほど楽しくやっております。

そういうことで子どもがこういうふうならやっぱり大人もこういうふう、大人がこういうふうなら子どももこういうふうという、その好循環というのは本当によく感じられますので、生徒とか児童を対象にした交通安全教室などでぜひとも横断歩道ではきちんと車が止まってくれるんだから、こういうのにはきちんとお辞儀をしてありがとうと笑顔も見せて、そういう言葉もかけられると交通事故というのは本当に減ってくるんだなということを思いましたので、この交通安全教室についてだけちょっと一言最後にお願いしたいと思います。

○議長（山川直保君）　古田総務部長。

○総務部長（古田年久君）　時間がありませんのでちょっと簡単に、交通安全教室については交通指導員と警察が派遣依頼のあった市内の小学校、保育園、幼稚園に出向いて行っております。昨年度

はちょっとコロナの影響で回数は少なかったですが例年としては70回ぐらいあります。

そして、その中で安全な自転車の乗り方や正しい横断歩道の渡り方、交通事故の恐ろしさなど様々な項目を指導、実践をしているということでございます。交通安全教室については、そういった交通安全教育のほか横断歩道で止まってくれたドライバーに対して感謝の気持ちを表すということや、登下校の際には積極的に挨拶をするといった道徳的な教育も同時に実施をしております。

警察の方でもやっぱり郡上地域はずば抜けてお辞儀をしてくれる子どもが多いとか、警察の機関誌で小学生から高校生までこういうお辞儀、お礼の挨拶をするというのは非常に感銘を受けたということも報じられておりまして、横断歩道上での交通事故についてはドライバーに対しての啓発はもちろんのこと、歩行者への啓発も必要であるというふうに考えておりますし、議員おっしゃったように感謝する子どもの姿を見れば、ドライバーも横断歩道前の歩行者に対して十分な注意を払うようになって、これが交通事故の減少につながるような相乗効果も生まれるというふうに思いますので、今後も引き続き交通安全教室の中で児童に対して道徳教育について実施をしていきたいというふうに思います。

（13番議員挙手）

○議長（山川直保君）　田代はつ江君。

○１３番（田代はつ江君）　時間がオーバーしてすみませんでした。大変にありがとうございました。以上で一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（山川直保君）　以上で、田代はつ江君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は１時50分を予定しております。

（午後　１時４３分）

○議長（山川直保君）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後　１時５０分）

◇　蓑　島　もとみ　君

○議長（山川直保君）　５番　蓑島もとみ君の質問を許可いたします。

５番　蓑島もとみ君。

○５番（蓑島もとみ君）　５番　蓑島です。議長の許可をいただきましたので、大きく２点の質問をさせていただきたいと思います。

まず、一つですけども、長良川の水質の改善と保護ということで、近年、私が気づいたところでは20年ほど以前からですけども、長良川の水質がゆっくりしっかり落ちてまいりました。その現実をまず失礼ですが市長様は認識されているかということをお聞きしたいと思います。

○議長（山川直保君）　蓑島もとみ君の質問に答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明君）　お答えをいたしたいと思います。

今、長良川の水質がこの20年ほどゆっくりしっかり落ちてきているというお話がございました。その現実を私が認識しているかということでございますが、どのような根拠でそれをおっしゃっていらっしゃるのかということがちょっと分かりませんので、率直に私のその問いに対する答えとしては、私も小さい頃、盛んに川で遊び、魚を捕りいろいろしてまいりましたが、今はそういうことをしておりませんので実体験的に川の水がどうなっているということは、昔とは変わったなということは思っておりますけれども、その水質がゆっくりしっかりずっと落ち続けているということについては、私としては自分の感覚としては、これは自分の感覚で申し上げてもあまり確かなことではありませんので、私がその問いに冒頭でお答えをするとしますと、郡上市としては郡上市内の河川の水質というものをずっと検査をいたしております。水質というのはいろいろ物理的、科学的、生物的な水の水質を示す指標だと言われておりますし、またその水質というのは大きく言えば地球環境の水環境というようなものや、あるいはその地域の地形とか地質あるいは人間の働き、そういう作用ですね、人間活動の影響というようなものを受けるということでありますが、この問題は近くは平成27年９月に森議員さんからもいろいろ御質問をいただいて議論があったようにも記憶しております。そのほかもあったと思いますが、郡上市では河川水質調査というのを市内で22か所、毎年やっております。

その調査の中身は、一つは生活環境の保全に関する項目という生活環境項目というものと、それから人の健康のほうに関する項目、健康項目という二つがございます。その生活環境項目につきましてはいろいろと河川とか湖とか海域別に水域の類型が設定をされておりまして、郡上市内の河川にはかなり厳しい類型が指定をされておるんですが、その生活環境項目についてはどんな調査をしているかと言いますと、いわゆるｐＨですね、それからＢＯＤと言われる、これは生物化学的酸素要求量と言われるもの、あるいはＳＳと言われる浮遊物質量、あるいはＤＯと言われる溶存酸素量、あるいは大腸菌群の数、こういったものを調査いたしております。

それから健康項目につきましては、人の健康に被害を起こすおそれのあるいろいろな有害物質につきまして、これは例えばカドミウムであるとか、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素というようなものでありますけれども、全27項目にわたって調査をいたしております。

前者のほうの水質汚濁のごく代表的な指標としては、先ほど申し上げましたＢＯＤと言う、水中の中にいろいろな汚濁物質があってそれを水中のバクテリアとかいろいろなものが分解をするときに酸素を必要としますのでその酸素が要求される量、これがあまり高いと非常に汚濁をしているということの指標になるんですけれども、こういうＢＯＤを何回かやったうちの75％というような平

均値で比較をいたしますと、平成18年度以来、郡上市ではこの河川水質調査をやっているんですけれども、その経年的な変化においては過去平成22年度とか平成23年度に若干高い数値を示しましたけれども、その後はまた以前よりあるいは低いとか以前と同等以下というような形で、こういうＢＯＤというような指標から見る限り良好な水質を示すものというふうに承知をいたしております。

また、こういう項目のほかに、毎年、川底の底質の物質の調査あるいはその底に生きている生物ですね、底生生物あるいは藻類の生育の状況等も調べておりますが、これらにつきましても現在、特段どんどん悪化しているというような結果は認められていないという報告を受けております。

また、令和２年度は先ほど申し上げました27項目等のほかに、御指摘もありましたので、通常の水質調査に加えて例のネオニコチノイド系の調査、農薬の関係の７種の調査もいたしました。長良川３か所、和良川１か所というような形で行いましたけれども、それを水田へのそうしたものの農薬散布後の８月、９月、10月の３回調査をいたしましたけれども、全てにおいてリットル当たり0.001ミリグラムというような形で問題のない水準というふうな測定結果が出たというふうに報告を受けております。

というようなことで私が最初の問いにお答えを申し上げるとすれば、こういう調査では非常に年々悪化をしているとか、そういう形ではないデータが得られているということを申し上げたいと思います。

（５番議員挙手）

○議長（山川直保君）　蓑島もとみ君。

○５番（蓑島もとみ君）　ありがとうございます。私も岐阜の水質環境の方に来ていただいていろいろと話も聞いたり実際に見てどうかということを話し合ったんですけども、今から質問をさせていただくもう一つのところにもありますけども、長良川には鮎といういい指標があると、その中で鮎を見て今までの変化を言えるのではないかなということを言っていました。実際に水質というのは国の基準とか何とかで、先ほど言われたようにｐＨですとかＢＯＤ、ＳＳ、ＤＯ、実際にＢＯＤというのはしっかりとしたものでして、生物、植物の現状を表すにはすばらしいデータだと思いますけども、長良川に関しては清流です。本当に全国を代表する清流であり、あとでまた私言わせていただきたいんですけども、特殊な環境の中での清流であるということを申し上げたいと思います。ゆっくりしっかり水質が落ちているということに関してはやはり皆さん気がつきにくいのかなと。ただ最近でなくてずっと言われていることは、私、昭和30年代生まれなんですけども、その頃からの上の年代の方々に言わせると水に艶がなくなったと。艶です。輝きです。流れる水に輝きがなくなった。それを科学的にどういうことだと言われると困るんですけども、という話でした。

では、続きまして第２番目にいきます。世界農業遺産清流長良川の鮎というのを今後、長く守り育てるために郡上市として水質改善と保護の施策を何らかの形で具体的に打ち出していけたらいい

なと思いまして、ちょっとこれから長たらしく申し上げたいんですけども、長良川の鮎ですけども、この長良川の鮎というのはどこの河川にも生息するごく一般的な年魚です。平成27年に日置市長が非常に努力をされまして清流長良川の鮎が世界遺産となりました。郡上市のどれだけの方々がこの大変な偉業と長良川の鮎のすばらしさというものを認識されているでしょうか。鮎の友釣りのマニアでしたらほかの一級河川の鮎を知っていますので比較することもできますけども、多くの郡上市民は長良川に鮎が泳いでいるのは昔からの当たり前であると、遠方からわざわざ足を運んできて水の中にどっぷりつかって竿を出す姿に、市民としてはよくやっているなとあきれているのが実情ではないでしょうか。

清流長良川の鮎漁が古より大切に育まれてきたのは、その生息の量はもとより大きさ、姿と艶、美しさ、そして何よりも味と香りが全国のトップクラスだからです。その誇るべき鮎を育んでいるのは清流長良川であり長良川の水を育む郡上の山々であることを郡上市民は認識していらっしゃらないと私は思うのです。

長良川の清流というのはよく言われるんですけども、伏流水の湧き水がつくったもの、要は清水があるからきれいなんだという方が多くいらっしゃいます。しかし、長良川の物理的形状とバクテリアによる生物浄化によるものです。長良川というのは岩盤がしっかりしておりまして、伏流水というよりも表面を流れてきた山の水というのは集まってきます。そして下へしみ込むということはほとんどありません。ですから、長良川は上流から流れた水はそのままほとんど金華山の麓まで流れていきます。それまでに80万人余の生活を支えながら清流を保って美しい流れを下流まで持っていくわけですけども、本当にそれこそ世界に誇れる、滅多にない非常に貴重な清流であると私は考えます。

鮎の特別な香りは20年前まで河川の流れの中に川の匂いとして確かにありました。しかし何度かの豪雨の後にいつしか消えていきました。それは山谷のもとで分解されていた腐葉土が流され枯渇し豊かな水をつくる腐葉土が枯渇したからです。豊かな水をつくる腐葉土は多様な植物や樹木の実や落葉、様々な生物たちによって分解作業されることで生まれてくるものです。そして他の河川では得られない豊富な酸素を含んだ水の流れが川底の石や砂利層を通る過程でバクテリアにより分解され鮎の餌の藻を育てる、そしてあの香りのもとになると、それはこの前話した環境の水質の方々と話した話で、これは想像なんですけどね、実際に科学的な根拠はありません。しかし、あの鮎の香りというのがどこから生まれて今なぜ失われていくのかということを考えたときに、こう答えるしかないのではないかと思っております。

この半世紀の間に川の水の輝きが失われてきました。今、環境を考えるにまだ郡上の、いや長良川の水の環境を改善して救っていけるのではないかと、今ならやれるのではないかというふうに考えます。もし、この水の質の低下が、これが原因ではないかなというものを、――はっきりとさせ

るのもなかなか難しいんですけども、はっきりしたときに世界の長良川を守るために郡上として、美濃や関や岐阜の長良川の一番最上流の郡上として施策を立てて守っていこうという気持ちを、市長に、もし大変だとは思うんですけども、これをこうすれば長良川の水は守れるぞと分かったときに立ち上がっていただけないでしょうかと思います。どうでしょうか。

○議長（山川直保君）　日置市長。

○市長（日置敏明君）　お答えをいたしたいと思います。

長良川の鮎が世界農業遺産に認定をされたわけです。あの平成27年に、別段、私が特別努力をしたというわけではございません。知事はじめ県の大きな御努力で鮎が世界農業遺産という実現をされたというふうに思っておりますが、その鮎が先ほどからおっしゃっているように形であるとか艶であるとか香りであるとか、そういうようなものが失われたと。よく言われるように昔は鮎は本当にスイカのような匂いがするとか、あるいは今キュウリそのものはあんまり匂いはしませんけども、昔の季節のキュウリは本当にキュウリの匂いがしましたけど、そういうような匂いがしたと私もかすかにそういう思いはあります。今それがどの程度、匂っているのかというのはあまり詳しくはないんですけども、そういう非常に人間の五感で感じたような、いろいろな意味で鮎の性質というかそういうものは変わってきたということがあるとすれば、それは確かにそれを、ではどうすればいいんだろうかということだろうと思います。

それで、それが先ほどからおっしゃった、例えば、市として落葉樹等で作られる腐葉土とかそういうようなものが、豊かな栄養分を含んだものが水の中に溶けて、そうしたものがまた藻を養って、そのまた豊かな藻を食べることによって鮎が豊かに生息をするというような、おそらくメカニズムになっているのだろうとは思いますけれども、今おっしゃった、私たちにとって鮎というもの、――鮎だけではないと思います、長良川の魚族そのものが豊かに多様性を持って生息できるという環境が私は望ましいと思いますけれども、そういうものが例えばこうすればその昔の水質という、蓑島議員がおっしゃるものが取り戻せるということであるならば、それはやはりそういう努力をしなければいけないというふうに思っております。

よく言われる、もちろん先ほどからおっしゃっているように長良川は湧き水というか、川の底から出てきている水というよりは豊かな森、山から養われた水が流れているということですから、当然、長良川流域の森の在り様というようなものは十分、私たちは注意深くこれを育てていかなければいけないというふうに思っております。

そういう意味で、私もこの郡上の山づくりということが、ひいてはまたこの世界農業遺産に認定をされた鮎を守るということであるというふうに思っておりまして、可能な限り有効な手立てを十分に、でき得れば科学的な知見データに基づいて取り得る施策を取るべきではないかというふうに思っております。

それから、先ほどおっしゃったように郡上市民は長良川というものについての貴重さ、あるいは森の大切さということを気づいていないのではないかとおっしゃいましたけど、私は少しそれは受け止め方が違って非常に郡上の市民は森というものが、あるいは森だけでなしにこの長良川の流域においては農業耕作等も含めてそうしたものが豊かな長良川を養っていると、そういう意味では世界農業遺産に認定をされるときも、人間と自然との織りなす里川システムということを知事は言われました。そういう形で形成されたものが今日の長良川であり、鮎をはじめとしたいろいろな豊かな産物あるいは産業であるという認識は、私はこれからもその点について不十分であれば市民の皆さんに十分知ってもらいたいと思いますし、既にそうした点は理解をしていただいているものというふうに思っております。

（５番議員挙手）

○議長（山川直保君）　蓑島もとみ君。

○５番（蓑島もとみ君）　ありがとうございます。市長の口から森づくりという言葉をいただいたことだけで私は勇気が湧いてまいりました。これから90％以上の郡上の山、そして80万人余の人々の生活を支えてきたこの長良川をよりよく改善して守っていくように努めてまいる所存であります。ありがとうございました。

２番目のタイトルですが、高齢者、障がい者へのコロナワクチン接種ですけども、例え家族がいらっしゃっても仕事に出かけられる、自分はなかなかバスに乗ってとか、車に乗っていくことができない、障がいを持って見える方も歩くのが精いっぱいという方がいらっしゃいます。そういう方々はどういう方法でワクチン接種に出向ければよいのかということを、もし考えていらっしゃいましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（山川直保君）　和田健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田美江子君）　それではお答えをいたします。

新型コロナウイルスのワクチン接種は国が定める接種の順位に従って進めていくことになりますが、65歳以上の高齢者は重症化のリスクが高いことから医療従事者の次に優先して接種を行っていきます。その次には基礎疾患を有する方への接種が始まっていく予定ということで、そういった中で障がい者の方については65歳以上の高齢者や基礎疾患のお持ちの方の枠の中で順次接種を受けていただくことになります。

現在、郡上市医師会と協議、調整を行い接種体制の構築を進めているところですが、現時点では午前中にもお話しましたように市内23医療機関で個別接種をしていただくことを基本としております。加えまして、可能な限りかかりつけ医において健康状態を確認した上で接種を行っていくことが安全・安心な接種として望ましい方法であると考えているところです。

また、在宅介護の状態にある方などについては訪問診療に合わせた接種といった方法が全国的な

モデルに示されておりますので、そういった事例を参考に医師会と検討を進めてまいります。

さて、議員が御質問されました高齢者の方など接種場所まで移動手段をどのように確保するかという点ですが、介護保険の要介護認定を受けていらっしゃる方などにつきましては、福祉輸送運送、福祉タクシー、ホームヘルパーによる通院介助といった手段が利用できます。

一方で、比較的健康な方であっても車の運転ができない方や家族に送迎をしてもらうことができない方、僻地にお住まいで公共交通機関の利用が御不便な方、いろいろあろうかと思います。ただ、現状といたしましてはワクチンの入荷の時期とか、あと数量につきましては５月以降の予定がはっきりしておりません。また各医療機関における１日当たりの接種可能人数については、現在、把握をいたしまして調整をしてできるだけかかりつけ医の接種体制を進めるところであります。

市から接種医療機関と接種日の通知が届きましたら、通院手段として家族の送迎が不可能な場合は公共交通機関やタクシー等の利用となりますが、足のない御高齢の方については地域、御近所周りに声をかけていただくこともお願いしたいところではあります。

御参考までに申し上げますと、今シーズンのインフルエンザの予防接種については例年に増して大勢の方が接種をされました。高齢者の約７割弱の方が接種していただいている状況です。現在、各地域の自治会に御協力をいただきながら、市内の65歳以上の高齢者の方々に接種の希望調査を行っております。インフルエンザ以上の接種者を見込んでおります。

今般、新型コロナウイルスワクチンについては入荷予定等について見通しが不確実である中ではありますが、様々な想定の基にできる限り市民の皆さんにワクチン接種を受けていただけるよう準備を進めておりますので御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

（５番議員挙手）

○議長（山川直保君）　蓑島もとみ君。

○５番（蓑島もとみ君）　ありがとうございます。非常に山の奥に住んでいてなかなか交通手段が見つからないと、もうしょうがないからこれは３密になってもいつものメンバーで車に一緒に乗って出かけようかという皆さんがいらっしゃいまして、どうしたらいいかと、私も相談に乗るときに何て言っていいか分からないような状態ですので、できれば手配していただいた小型バスですとかタクシーで行くのが順当かと思うんですけども、一番世話がないのはやはり乗り合せですね。いつもの気心知れた近所の方々と乗り合せていくのが一番いいのか、それが許されるものかということになるんですけども、分かりました。

先生方が訪問してということになってくると、動けない方はやっぱりそうするしかしょうがないと思いますので、そのようにこの前の紙に書いて出せばいいということですね。ありがとうございました。分かりました。

○議長（山川直保君）　質問は終了しましたか。

○５番（蓑島もとみ君）　いろいろとありがとうございました。これで質問を終わります。

○議長（山川直保君）　以上で、蓑島もとみ君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は14時30分を予定します。

（午後　２時１９分）

○議長（山川直保君）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後　２時３０分）

◇　森　藤　文　男　君

○議長（山川直保君）　７番　森藤文男君の質問を許可いたします。

７番　森藤文男君。

○７番（森藤文男君）　議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

私は、いつもこの一般質問に際して、同じ勝負ネクタイをしてまいります。今日、ちらっと日置市長さんを見ると、ちょっとおそろいかなというふうにして心強く思いながら質問に入らせていただきます。２点にわたって質問させていただきます。

１つは、再生可能エネルギーの中の小水力発電の可能性と支援について。もう１点は、超近視社会における眼育の推進についてであります。この眼育ということにつきましては、後ほど質問の中で説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、初めに、小水力発電の可能性と支援について質問をさせていただきます。

令和３年度郡上市施政方針にて、日置市長より、現在国が重要施策としているグリーン社会やデジタル社会の実現は、郡上市にとっても地域活性化に資する重要課題であり、郡上市としても2050年においてＣＯ$_2$排出量をゼロとする脱炭素社会郡上の実現に向けて、環境保護や環境負荷の軽減はもとより、エネルギーや経済の地域内循環を進めることをここに表明し、そのための施策推進に着手すると発言をされました。

主な取組の中の地域の特性を生かした再生可能エネルギーの導入・利活用の促進で２項目ほどございます。

１つは、地域単位での小水力発電等の再生可能エネルギー施設の導入を進めます。市内の再生可能エネルギーの利活用による地域循環共生圏の形成を進めますとあります。また、郡上市議会も同じく、環境保護や環境負荷の軽減はもとより、再生可能エネルギーの利活用による地域内循環を進めることは、政策推進の柱として掲げている観光立市郡上が目指すところと一致するものである。本市の恵まれた環境を次世代に継承するため、ＳＤＧｓの達成を目指し、その取組を着実に進め、

脱炭素社会を実現する責務がある旨の決意を提出いたしました。

ＳＤＧｓに関しては、前回もちょっと一般質問させていただきましたが、このＳＤＧｓのゴール７に当たります「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」に該当するということであります。

再生可能エネルギーには、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど15種類ほどございます。一般的な太陽光、水力、もう一つが風力、この３つについて、設備の利用率、稼働率について申し上げますと、太陽光が12％、風力が20から30％、水力は60％であります。エネルギーの変換率、これに関しては、太陽光は約20％、風力に関しては30から40％、水力に関しましては80％でございます。水力発電では、化石燃料を燃やす必要がないので発電機にCO_2等の温室効果ガスを排出することはございません。

郡上市には、この背景として、郡上市は森林率が90％近くあります。岐阜県で申しますと全国で２番目です。１番目は高知県であります。こういった森林率が90％近くということでありますので、この急峻な地形や中小の河川が多く、水の持つエネルギーというのは落差と流量で決まります。小水力発電には適した立地でありまして、その条件がある程度あれば、河川、砂防ダム、農業用水、上下水道、発電所放流などでも発電はできます。

市内には、小水力発電事業のうち、白鳥の石徹白清流発電所、最大出力が、これは63キロワットでございます。白鳥の阿多岐清流発電所、ここが102キロワット、白鳥干田野清流発電所、49キロワット、そして明宝気良の布平清流発電所が45キロワットであります。こういった４か所は、全て事業主体は岐阜県であります。行政であります。しかし、その財産管理は郡上市で、電力は全て売電をして、この４か所とも、くしくもこれは普通河川であります。一級河川でありますと、また県への申請等の手続がございますが、この４つに関しては、普通河川ということであります。

また、この４か所の発電事業所は、これは特別会計として、基金にもしっかりと積み立てられ、また、一般会計への繰り出すこともして、貴重な財源の一翼を担っているというふうにして思います。これらの負担区分は、４か所とも国が50％で県が25、市の負担は25％であります。

一方、民間の発電事業としまして、石徹白番場清流発電所、事業主体が石徹白の農業用水農業協同組合であります。負担の部分としましては、県が55％で市が20％、地元の方が25％負担をされております。ここの最大出力は、一番大きいんですが、125キロワットであります。水力発電の買取価格は、キロワットで34円であります。これは20年間の固定ということで、非常にある意味、有利な買取価格であるというふうなことであります。太陽光等は、非常にその価格が今非常に下がってきておりますが、まだまだその水力発電、これ特に200キロワット未満、該当するということでありますので、市内の水力発電は全てこれに該当するというふうなことであります。

また、郡上市が小水力発電事業を公募しますということで、こういったものがございますが、この中に、新たに高鷲大鷲の水力発電所、また、明宝気良の宮原水力発電所等がございます。これが

今進められておるというふうな状況であります。

行政が主体とする小水力発電事業と異なり、地域が、民間が事業をやられているところが各地域にあります。しかしながら本当に小規模であります。大和町の母袋地域では200ワットでございます。本当に小さな電球が３つ、４つぐらい、そのくらいの電力であります。

しかしながら、2018年――平成30年９月の台風で、停電時に、この携帯電話の充電で、これは少しの電力ではありますが、これは活躍をされて、非常に災害時に非常に大きな貢献をされたというふうなこともお聞きしました。今後は、小水力発電設備で地区集会所の電源の一部が賄えないかというふうなことも計画をされているようです。

それから2020年――令和２年２月の新聞でございましたが、明宝の小川宮下発電所、ここも小さな発電ではありますが、これは出力が150ワットであります。岐阜県の小水力発電による環境保全推進事業、これ第２期清流の国ぎふ森林・環境基金事業を利用されたというふうなことであります。郡上カンパニーのプロジェクトで、小川に住んでいる方が設置に大きな尽力をされたというふうなことは、ある意味、郡上カンパニーの、これは一つの成果にもつながるんじゃないかなというふうにして思います。

郡上市の急峻な地形や水資源が豊富な中山間地という地の利を生かし、将来の地域づくりを見据え、再生可能エネルギーの可能性を模索して活動されております。再生可能エネルギーの地産地消、少子高齢化を見据え、危機感を持った戦略、覚悟で持続可能な地域づくりに取り組む一つのツールとして、小水力発電は地域の活性化、起爆剤になり得る可能性が大いにあると考えます。

以前から地域で小水力発電に取り組まれている地域、今後、小水力発電に取り組まれる地域に対して、これはもう世界で、国で、郡上市で、持続可能な地域づくりは観光立市郡上の観点からも宝であり、これは脱炭素社会郡上の実現に向けて支援する必要があると思います。

実情を踏まえたその支援策として、６点ほど申し上げます。

１つ目が、人的支援の確保。推進する地域密着型の人材は必要だと考えます。２つ目、導入の前段階で調査測量の実施。具体的な調査、測量をするための財政支援が必要と考えます。３つ目です。県の事業もございますが、県の事業への市単独での、また上乗せ、県の森林環境基金事業に対する市の上乗せの支援。４つ目として、地域づくりの一環として行う場合の100％の補助、定額です。５つ目、小水力発電や地域づくり事業の運営に対する人的支援。この小さな集落では、地域の中で人材を確保することが非常に難しいとお聞きしております。最後ですが、６つ目、その設備に行くまでのインフラ道路の整備であります。作業道、林道、農道、市道に関わることで何とか支援がいただけないかと。一生懸命やっていることに対して、市は何とか支援をするというふうな答弁を、以前、日置市長から私は耳にしたことがあります。一生懸命地域づくりに関して模索しながら、地域づくりのために貢献されている方たちには、支援をしていただきたいというふうにして考えます。

以上のことを踏まえて、小水力発電の可能性と支援について市の見解を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君）　森藤文男君の質問に答弁を求めます。

可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行君）　そうしましたら、御質問をいただきました事項につきまして、順次お答えをさせていただきたいと思います。

初めに、事業推進するための地域密着型人材の人的支援の確保についてでございます。

現在、市内民間事業者においては、今ほど言われましたとおり、高鷲地域や明宝地域で進められています小水力発電事業や、そのほかの小水力発電に係る相談として、市では地域再生機構の専門員に依頼をいたしまして、相談に対する助言や指導を行える体制を整えておるところでございます。今後も、地区などから御要望いただければ、派遣をさせていただきたいと思っております。

次に御質問がありました小水力発電事業導入前における調査測量などへの財政支援策につきましては、これまで市が行った市内小河川等での事業性評価といいますのは、一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金、こちらを活用しまして、これら補助率10分の10というものを活用いたしまして調査設計等を実施したところでございます。

今後、再生可能エネルギーである小水力発電を推進するに当たりまして、民間事業者の方が積極的に事業に取り組まれる際には、この新エネルギー財団の補助制度活用の支援を行うということと、民間事業者におきましては、この補助率が２分の１であります。したがって、その上乗せ助成につきましても検討していきたいというふうに考えております。

あとまた、今言われました県事業の小水力発電による環境保全事業への市の上乗せにつきましてですが、この事業は、議員言われましたとおり、地域の身近な水路等に小規模な小水力発電施設を設置、または既存の小水力発電施設を活用して、再生可能エネルギーシステムの普及啓発のために環境保全学習などの取組を支援するものでありまして、売電益というものを求めるものではございません。

また、議員言われましたとおり、次の人材育成という面では、郡上市の強みの小水力発電を通じた環境保全教育というものは重要なことであるというふうには認識をしております。実際に、明宝の小川地区では、小川ふるさとづくり委員会が中心となりまして、この事業を活用し、小水力発電の基礎や技術を学び、地域で活用できるよう小水力による発電機を設置されておりますし、また、ポータブル電源に蓄電をいたしまして携帯することで、停電時への活用や充電式刈払機も整備されたというふうに聞いております。

しかしながら、この県の小水力発電による環境保全事業といいますのは令和３年度で終了するということを聞いております。次の御質問の地域づくりの一環として行う場合の補助ということや、

小水力発電、地域づくり事業の運営に対する人的支援というところに関連するところではございますが、今まで明宝の寒水であったり、大和町母袋、明宝の小川で行われてきました、それぞれの地域における小水力発電を通じた環境保全活動による地域づくりが他の地域においても実施される場合には、地区の要望により、市は小水力発電を生かした地域づくりの勉強会や研修会として新エネルギー教室を開催し、支援をしていきたいというふうに思っております。

また、地域づくり事業の運営への人的支援につきましても、次の人材育成のために地域再生機構から専門員を派遣し、支援をしていきたいというふうなことは思っております。

最後に御質問がありました発電施設への林道とか農道等のインフラ整備につきましては、地域の自治会や関係団体等から要望を受ける中で、既存の道路の整備につきましては、関係部署とよく協議をいたしまして、事業化に向けた検討をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

（７番議員挙手）

○議長（山川直保君）　森藤文男君。

○７番（森藤文男君）　ありがとうございました。非常に前向きに答弁いただきましてありがとうございます。できることと、やはりできないこともあります。あれもこれもということではなくて、これかあれかの中で、私よく言うんですけど、あれもこれもじゃなくて、これかあれかの中で知恵を絞りながら選択するというのは非常に大事になってくるんかなとは思います。

石徹白の事例でありますが、以前、日置市長さんが市民の方に読んでいただきたい２冊の本の中の、これは１冊でありますが、「地域経済をつくり直す」、この中に、漏れバケツ理論で地域内経済の循環というようなことも書いてありますが、この中に、小水力発電から生まれる大きな価値ということで、郡上市の石徹白地域が紹介をされております。こういった全国的にも先進的な取組をされておるといういい事例が地元にはあるので、こういったところをいろいろ各地域の方が視察をされながら、いろいろとまた推進をされたいと思います。

脱炭素社会郡上、宣言されました。郡上市議会も市民と一丸となってというふうな、進めるに当たっては、やはり何とかこういった方々には支援をしていただきたいというふうに考えますので、よろしくお願いをいたします。

この質問は、また明日、17番　清水敏夫議員が質問されると思います。私は前座で何とかここまでは引き出したと思いますので、あとは清水敏夫議員に、さらなる上乗せを期待をいたしまして、私のこの質問は終わらさせていただきます。

続きまして、超近視社会における眼育についてであります。「眼育」というのは、こういう字であります。木育とか食育がございますが、眼の教育であります。なぜこの眼、「眼」を使うかとい

いますと、普通の目というのは、結構、まぶたとか目頭とか目尻までを含む範囲なので、この「ガン」の「眼」というのはピンポイントで眼球ということであります。「メガネ」という字を漢字で書くと、この「眼鏡」ですね、この眼を使われるので、この「眼育」というふうなことであります。ぜひこの推進をということで質問をさせていただきます。

子どもの近視が世界的に増え続け、世界人口に占める近視の人の割合は、2010年――平成22年の約３割から2050年には約半数になると推測をされます。いつも新聞の切り抜き等を取って、いろいろと注目をしているのですが、2019年――令和元年の新聞であります。「子の視力、また過去最悪」というふうなことであります。文部科学省は、2019年度の学校保健統計調査というのがありますが、これを発表されました。ちょっと見にくい資料で申し訳ないんですが、ここに幼稚園、あと小学校、中学校、高等学校、これ視力裸眼の1.0未満の割合の推移であります。昭和54年から令和元年までがありますが、この幼稚園ですと、一番下が、これ14.93％でありましたが、現在、令和元年では26.06％、小学校では、ここに昭和54年ですね、17.91％から今は34.57％、中学校は35.19％から57.47％、高等学校は一番低いときが51.56でしたが、現在は67.64、この裸眼視力ですが、1.0未満の者の割合の推移が、これ見てとれると思います。これが現状であります。

こういった背景には、生活様式の変化、子どもの近視の抑制に効果があるとされる屋外での活動が減っているというふうなこともあります。また、ＩＴ機器の普及といった環境も指摘されます。新型コロナウイルス感染症の影響で学校が休業続きで自宅での生活時間が長くなったというふうなことも考えられます。

そこで、そのＩＴ機器の普及について、ＩＴ機器の世帯の保有率について調べました。ＩＴ機器普及率です。ここにスマートフォンとタブレット端末、パソコン、テレビゲームというふうな、主に使われる４つの機種について調べました。

この一番上段でございますが、これがパソコンです。これは1990年頃にはございますので、この時が37.7％、それが現在は、現在、2019年ですね、69.1％。この黄色いのが、これがテレビのゲーム機であります。これが2000年頃には９％ぐらいでありましたが、これは2019年には25.2％ですね。すごい伸びでありますのは、このスマートフォン、スマートフォンというのが、これ2010年ぐらい9.7％でありましたが、これが現在、2019年ですね、83.4％。それからタブレット端末、これがスマートフォンと同じく2010年の時には7.2％でしたが、今は37.4％、こういったＩＴ機器の普及率、世帯保有率というものが非常にあるというようなことで、非常にその近視ということも進んでいるんではないかなというふうなことが言えると思います。

また、市内にちょっと目を向けますと、学校地域保健連絡会というふうな報告、これが小学校・幼稚園保護者に向けて、お便り等が来ているはずなんですが、これはメディアの時間を、見る時間というのをアンケートをとられたというふうなことであります。

この中で、低年齢で使用時間が３時間から４時間未満の割合が非常に急増している。ゲームの時間が長くなっている。特に５歳児。また、テレビやゲーム等の時間がかなり増加傾向にある。また、インターネットを利用した学習方法も紹介はされておりますが、これが一概にそのメディアが長いことが悪いということは言えませんが、メディアの使用時間が非常に増えている等、あと使用時間が１時間未満とか２時間未満の子が減っておって３時間以上の子が非常に増えているというふうなことであります。

本当は、今年度であれば、郡上市の教育フォーラムが開催され、事例とかいろいろ発表があるんですが、今回は、ちょっとコロナ禍の中で中止ということでありました。大和の北小学校のＰＴＡの活動報告の中に、本来であれば、ノーメディア、そういった時間をつくろうということで、ＰＴＡの方が少し問題意識をされまして、そういった取組もされてはおりました。

そういったことも踏まえて、あとは市内の小学校、中学校の平成24年から令和２年の視力検査の結果を、ちょっといろいろと調べてまいりました。小学校21校までは、ちょっと調べられませんでしたが、市内の４校、中学校１校についての視力検査の結果というのを。

まず、これが小学校、市内の小学校の視力の検査であります。ちょっと見にくくて、また恐縮ですが、青いのが、これが1.0以上、Ｂというのが0.7から0.9、Ｃというのが0.3から0.6、Ｄが0.2以下というふうにして分けられます。ここに、小学校ですが、視力の1.0以上が、現在は、令和２年ですね、72％であります。ここにＢ、Ｃ、Ｄ、0.9以下の方が、児童がいるんですが、ここ72％ということは、28％が非常に視力があまりよくないというふうなことであります。

今度、中学校です。中学校、これも同じくＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄとあります。1.0以上が青いので、Ｂが0.7から0.9、Ｃが0.3から0.6というようなことで調べますと、1.0以上の中学生が、今46％です。残りの54％を合わせたものが0.9以下ということで、非常に小学校と比べると、かなり近視の度合いが進んでいるんでないかなというのが見てとれると思います。

細かく一個一個を見てみますと、中にはＢ判定、令和元年から令和２年の割合が倍増しているというふうな状況もありますし、あとはＢ判定、Ｃ判定、Ｄ判定が、先ほど言いましたように、かなり大きな割合を占めているというふうなことであります。

本来、この目の中に入った光は、角膜、水晶体で屈折をして網膜で像を結ぶ、一方で、遠くを見たときに、網膜の手前でピントが合い、ぼやけるのが近視であります。近視になるかどうかというのは、角膜、水晶体の屈折力、角膜の頂点から網膜までの奥行き、これが眼軸長といいます。

ちょうどこのタイミングでテレビのスペシャルということで、番組でちょうどやっていましたので、ちょうど私が質問をするタイミングで、このテレビがやっていましたので、非常に私の質問としては、非常に追い風になったんかなというふうにして思っていますが、そういったテレビも二、三回、録画をしておいて、見て、こういったデータ等もとりまして、今説明をしておるというふう

なことでありますが、この子どもたちの成長過程において、８歳ぐらいまでに子どもの視力は完成されます。眼球は、体の成長に伴い、大きくなるため、眼軸長は一般的には13歳までは伸びるようなことであります。日本人の眼軸長の平均は、成人で24ミリということであります。

眼軸は伸びれば伸びるほど視力が悪化して、伸びると元には戻りません。そのためにも対策が早急に必要になるんではないかなというふうにして思います。「近業」といいます30センチ以内の距離を見る作業、これが「近業」と言いますが、以前は近業、33棒となるもので33棒という33センチなんですが、大体このぐらいですが、このぐらいの距離でしっかり物を見なさいというような教育も、以前はあったようなことであります。

こういった背景を踏まえまして、やはり近視の抑制に効果がある野外での活動、1,000ルクスが１日２時間以上、あとは「３つの20」、この「３つの20」というのは、20分間、近業をしたら、20秒間、20フィート離れたところを見る。20フィートというのは、約６メートルであります。なぜここでそのフィートが出てくるかといいますと、これはアメリカの眼科学会が推奨されとるというふうなことでありますので、フィートというふうなことで使われています。20フィートであります。約６メートルですね。１フィートが0.3048メートルでありますので20フィートは6.096メートル、約６メートルというふうなことであります。超近視時代を乗り越えるために、市として、この眼育を積極的に推進すべきと考えます。この課題をどのように捉え、今後、どのように対応していくのかということについて伺いますのでよろしくお願いします。

○議長（山川直保君）　佃教育次長。

○教育次長（佃　良之君）　いろいろ細かいデータを御提示いただきまして、目のことは、いろいろ私どももよく分かったところであります。

御承知のように、郡上市でも来年度から児童生徒へタブレット端末を貸与しますし、それとともに大型提示装置なども効果的に活用する、そういう授業が始まります。こうしたＩＣＴの活用に関しまして、議員のおっしゃるような目の疲労への影響ですとか姿勢の悪化への影響など、授業におけるＩＣＴ活用による児童生徒の健康面への影響につきましては、文部科学省によっても、平成23年度から25年度に行われました学びのイノベーション事業というものによりまして、この事業によるＩＣＴ活用実証校を対象に事例調査等が実施されました。

その結果を見ますと、教職員が感じる懸念事項の上位は、上から、視力の低下、それからドライアイ、姿勢が挙げられておりまして、特に目、視力や姿勢への影響については、教育委員会としても、その対応を適切に行う必要性を感じているところであります。

文科省は、先ほどの学びのイノベーション事業によります実証を通しまして、児童生徒の健康に留意してＩＣＴを活用するためのガイドブックというものを作成しております。このガイドブックを基に、本市におきましても授業における適切なＩＣＴの活用について、小中学校の教員が再認識

するとともに、適切な指導や環境整備を行う必要があると考えております。

懸念される視力の低下の進行予防の方策でございますが、大きく２点が挙げられております。１つ目には、明るさや映り込みなどに配慮した教室環境の改善、それから先ほど申された近業、近いところですね、近いところを見る作業への配慮と対応であります。それらの具体的な改善方法としましては、教室環境の改善につきましては、カーテンによる大型画面などの提示装置への映り込みの防止、それから提示装置の活用時の教室前方、教室の前のほうの消灯、それから屋外の光や教室の照明の映り込みに配慮した、その提示装置の配置場所の工夫というものが推奨されております。

提示装置やタブレットに光や照明の映り込みが起こることで、見えづらさによる目の疲労が増加します。教室全体を遮光して消灯をしますと、映り込みはなくなりますけれども、照度が極端に変わりますと瞳孔が開き、焦点が合いづらくなるため、逆に目が疲れやすくなることが専門家から指摘されております。そのためには、手元に十分な照度を確保しながら、映り込みによる見えづらさや目の疲れを軽減すること、軽減するこれらの対応を周知していくものとしております。

それから、近業に対する配慮としましては、体格に合わせた机と椅子の高さの調整、机の上に出す教材や教具の指導、タブレットを使用する姿勢への指導、タブレットの使用時間の指導、こういうものが推奨されております。姿勢への指導は、当然、これまでも学校において行われてきた内容でありますけれども、ＩＣＴ機器を使うことによる目の疲れを軽減するために必要な対応指導であることを児童生徒に適切に伝える必要があると思っております。

教育委員会としましては、これまでの指導に加えまして、学校保健だより等でも指導を充実させるよう各学校へ働きかけを行うとともに、議員のおっしゃる「３つの20」につきましても、指導事項の一つとしてまいりたいと考えております。

同時に、学校には、これらの指導を通して、子どもたち自身が自らの視力の保持や視力低下予防に高い意識を持つこと、状況によっては、自らカーテンを閉める、照明を調整する、姿勢を整えるなど児童生徒自身が判断して行動できる力を身に着ける指導を、学校のほうにもお願いしていきたいと思います。このような自ら考え、判断し、行動する力を養うことまでを含めた学校での、いわゆる眼育を推進していきたいと考えております。

なお、ＩＣＴ機器は、議員も先ほどおっしゃいましたが、学校のみならず家庭にも多く存在するようになりまして、家庭での活用の機会も多くなってきたことから、学校における取組だけではなく、学校と家庭が適宜情報共有を図り、両者が連携して取り組むことが必要であります。家庭教育学級やＰＴＡ活動等でも、こうしたＩＣＴを活用する際の注意事項に協力を願いながら対応をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

（７番議員挙手）

○議長（山川直保君）　森藤文男君。

○７番（森藤文男君）　ありがとうございました。こういった対策を、やはり早急にしていただいて、この本来であれば1,000ルクス、１日２時間以上、「３つの20」というのを、本当にこの眼育、これは福井県の石塚左玄という方が食育の祖であります。それにならって、この眼育、これ福井県なので鯖江市が非常に目に対していろいろとやってみえるというようなことで、それで眼育というふうなことであります。

非常に1,000ルクスといっても、どんなもんかなというふうなことあります。照度計というものがあります。今回、ちょっと持ってまいりましたが、照度計であります。非常に、この議場が、前回と比べて非常に明るくなったので、どのくらいかなと今測ってみます。これ簡単なんですが、これだけで、今ワンプッシュしましたが、今これで、普通の室内ですと、どうですかね、教室だと300ルクスとか、窓際だと800ルクス、外だと本当に１万とかは楽に超えるんですが、これ、今議場だと、今、なかなか数字が見えないと思いますが、1,908ルクスであります。2,000ルクス近い。もっと下にいけば、恐らく多分2,000近いルクスかなというふうにして、非常に明るいなというふうなことが分かります。こういったものを多分、持ってみえないと思いますので、幾らでもお貸ししますので、教室とかいろいろ測っていただいて、子どもたちの教育の中で、少し明るいとか、ルクスについても少し勉強されるといいのかなとは思います。

以上で質問を終わりますが、本当に、この超近視社会、眼育ということを積極的に推進をされたいことを願いまして、私の質問を終わらせていただきます。どうも丁寧に御答弁いただきましてありがとうございました。

○議長（山川直保君）　以上で、森藤文男君の質問を終了いたします。

控室で視聴してみえます議員の各位には、本会議場へ入室いただくようお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（山川直保君）　以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

（午後　３時１２分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長　　山　川　直　保

郡上市議会議員　　尾　村　忠　雄

郡上市議会議員　　渡　辺　友　三

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員